官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、企業年金基金解散・清算人就任、日本弁護士連合会公示送達関係　四五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四七
会社その他
会社決算公告　五

公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第２７６号
千葉市中央区弁天４丁目11番21号
債務者　有限会社昇月
代表者代表取締役　小林　　徹
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濟木　昭宏
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午前10時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１６５６号
東京都千代田区神田神保町１丁目１番地
債務者　株式会社アート・サプライ
代表者代表取締役　松田　政紀
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松元　優季
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１６５８号
東京都葛飾区東金町１丁目45番12号
債務者　株式会社ＲＥＴＶＡＬ
代表者代表取締役　城間　　匠
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　應本　　健
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１６６６号
東京都台東区浅草１丁目28番10号
債務者　株式会社スパイスリテイリング
代表者代表取締役　竹林　広志
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上総　秀一
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１６６７号
東京都渋谷区神宮前６丁目28番９号　東武ビル６階
債務者　株式会社ＪＧＭ
代表者代表取締役　鮫島　　巧
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　俣野　紘平
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１６９６号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目19番15号
債務者　有限会社オガワ機材
代表者代表取締役　稲田　　徹
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松　真林
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１６９８号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目50番４号
債務者　有限会社トレジャーボックス
代表者代表取締役　内堀　亘之
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤美海子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７０４号
東京都立川市錦町２丁目６番２号　ステラＮＫビル
債務者　株式会社アイ・ティ・エム・ケー
代表者代表取締役　河村加乃一
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　卓郎
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７０５号
東京都立川市錦町２丁目６番２号　ステラＮＫビル
債務者　株式会社フォーリンク
代表者代表取締役　河村加乃一
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　卓郎
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７０６号
東京都立川市錦町２丁目６番２号　ステラＮＫビル
債務者　株式会社Ｋ２
代表者代表取締役　河村加乃一
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　卓郎
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７１３号
東京都台東区台東３丁目18番４号
債務者　株式会社姫山商事
代表者代表取締役　黒田　　修
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　哲史
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７４７号
東京都江東区大島１丁目９番１号
債務者　株式会社ＭＫ
代表者代表取締役　望月　大寛
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　啓之
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７５１号
東京都新宿区西新宿３丁目９番７号　フロンティア新宿タワーオフィス333号室
債務者　ダブルレインボー株式会社
代表者代表取締役　佐々木清徳
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡いずみ
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７５４号
東京都江戸川区船堀７丁目20番16号　ナイスステージ船堀親水公園102号
債務者　ライズ株式会社
代表者代表取締役　青木　和浩
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　貴和
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７５７号
東京都荒川区東日暮里５丁目50番５号
債務者　株式会社ＰＡＲｃ
代表者代表取締役　德橋　　淳
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　　正
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７６３号
東京都大田区大森西３丁目12番４号
債務者　有限会社メイルボックス
代表者代表取締役　小用　裕子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　遼太
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７８４号
東京都新宿区西新宿３丁目７番地１号　新宿パークタワーＮ30階
債務者　株式会社１Ｘ１ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮＳ
代表者代表清算人　鮫島　　巧
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　俣野　紘平
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７８８号
東京都北区神谷１丁目31番４号
債務者　株式会社ＥＬＥＶＥＮ
代表者代表取締役　安　　永珠
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　祥恵
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７９１号
東京都中央区月島２丁目２番10号
債務者　株式会社カワハラ技研
代表者代表取締役　平川奈々子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神村　大輔
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８１５号
東京都品川区西大井３丁目16番８―301号
債務者　株式会社ＰＥＲＦＥＣＴ
代表者代表取締役　高祖　大輔
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫惠美子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８２０号
東京都千代田区岩本町２丁目４―５
債務者　ミクウガジャパン株式会社
代表者代表取締役　沼倉　　裕
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　順子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８２１号
東京都千代田区岩本町２丁目４―５
債務者　ミクウガマーケティングエージェンシー株式会社
代表者代表取締役　水島　剛志
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　順子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８２４号
東京都台東区浅草５丁目34番９号
債務者　株式会社ＦＵＭＩ
代表者代表取締役　入口　文彦
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　雅哉
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８２６号
東京都世田谷区代田５丁目12―９―201
債務者　有限会社ワイトゥー・デザイン・アソシエイツ
代表者代表取締役　山本　佳康
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀田　悠生
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８３１号
東京都大田区下丸子４丁目20番14号　タマリバーハイツ112
債務者　株式会社ラ・ヴェール
代表者代表取締役　黒川みどり
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　閑
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１８３２号
東京都大田区下丸子４丁目20番14号　タマリバーハイツ112
債務者　株式会社ヴェール
代表者代表取締役　黒川みどり
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　閑
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１９５１号
沖縄県那覇市久茂地２丁目16番３号　ＫＭくもじビル402号
債務者　沖縄アクロス株式会社
代表者代表取締役　作山　明彦
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　佳則
4　破産債権の届出期間　令和７年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１９５号
千葉県安房郡鋸南町下佐久間3552番地
債務者　新勝工業株式会社
代表者代表取締役　黒川要一郎
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　得誉
4　破産債権の届出期間　令和７年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午後１時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２６号
福島県会津若松市和田２丁目２番22号
債務者　鈴木土建有限会社
代表者代表取締役　鈴木　祥規
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟城　善貴
4　破産債権の届出期間　令和７年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午前11時30分
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第３３号
福島県南会津郡只見町大字小林字下前田469番地
債務者　有限会社うおかく
代表者代表取締役　角田　宣夫
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟城　善貴
4　破産債権の届出期間　令和７年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月27日午前10時
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第１３１号
千葉県松戸市五香西２丁目３番34号
債務者　株式会社ピー・エス・ジー
代表者代表取締役　佐藤　充泰
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　純一
4　破産債権の届出期間　令和７年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午前10時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３８４号
名古屋市中区丸の内３丁目４番30号　クエスト丸の内ビル７Ｆ
債務者　株式会社ティーマインド
代表者代表取締役　長尾　豊樹
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　裕子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４１８号
名古屋市北区喜惣治２丁目102番地の１
債務者　有限会社デイーキャップ
代表者取締役　佐谷　勇市
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大口　悠輔
4　破産債権の届出期間　令和７年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７６９号
東京都港区六本木５丁目16―35―409
債務者　水上　将
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　和雅
4　破産債権の届出期間　令和７年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月15日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１９００号
東京都渋谷区南平台町16番29号　グリーン南平台ビル２階
債務者　株式会社環境経営総合研究所
代表者代表取締役　松下　敬通
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　晃
4　破産債権の届出期間　令和７年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５８号
静岡県袋井市袋井308番地の17
債務者　桜ネットジャパン株式会社
代表者代表取締役　村田三千夫
1　決定年月日時　令和７年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　宗介
4　破産債権の届出期間　令和７年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１１１号
静岡県浜松市中央区松小池町63番地
債務者　株式会社清水金魚
代表者代表取締役　清水誠一郎
1　決定年月日時　令和７年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　破産債権の届出期間　令和７年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午後３時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第７６号
神奈川県秦野市東田原字九沢337番地１
債務者　医療法人社団仁輪会
代表者理事長　高橋　元治
1　決定年月日時　令和７年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　裕介
4　破産債権の届出期間　令和７年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第３７３号
さいたま市北区宮原町１丁目202番大谷事務所１Ｆ
債務者　ライズネクスト株式会社
代表者代表取締役　舘下　育王
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔之内　寛
4　破産債権の届出期間　令和７年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月７日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３４号
三重県四日市市小杉町379番地１
債務者　有限会社ユニオン
代表者取締役　川村　浩章
1　決定年月日時　令和７年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板垣謙太郎
4　破産債権の届出期間　令和７年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月13日午前10時
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１９号
岩手県北上市和賀町後藤12地割32番地
債務者　株式会社雄心工業
代表者代表取締役　池田　興喜
1　決定年月日時　令和７年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森﨑　信介
4　破産債権の届出期間　令和７年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前11時
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第１０８号
愛知県岡崎市橋目町字神田157番地
債務者　株式会社ファースト
代表者代表取締役　宮腰　光広
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　破産債権の届出期間　令和７年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月15日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第７５６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸1803番地１
債務者　株式会社福建
代表者代表取締役　福田　哲雄
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　由紀
4　破産債権の届出期間　令和７年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月18日午前11時20分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３８号
静岡市葵区駒形通５丁目４－１　田中ビル101
債務者　Ｄｅａｆ　Ｔｅｃｈ合同会社
代表者代表社員　岩崎　修平
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　幸亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月10日午前10時10分
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７９５号
大阪市西区京町堀１丁目10番18号
債務者　ジェイアンドエス株式会社
代表者代表清算人　袴　　祥郎
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　蔵人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月12日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６５号
さいたま市大宮区大門町１丁目23番地
債務者　有限会社寿能屋
代表者代表取締役　稲見　徳芳
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月16日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２３６号
京都市伏見区久我東町６番地27グランペレ303
債務者　株式会社Ｉｋａｚｕｃｈｉｙａ
代表者代表取締役　村西　宏幸
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　義司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月18日午前10時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４１号
広島県福山市三吉町４丁目１番１号
債務者　三美商事株式会社
代表者代表取締役　三原　伸二
1　決定年月日時　令和７年３月21日午前９時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前10時35分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第７１号
兵庫県三木市末広３－３－18松本ビル３階
債務者　株式会社ＯＤＳ
代表者代表取締役　谷口　　明
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午前11時
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４１号
石川県野々市市高橋町14番33号
債務者　東谷商事有限会社
代表者代表取締役　東谷　照子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午前10時
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３８号
三重県鈴鹿市小田町998番地の90
債務者　合同会社結
代表者代表社員　丹上　宏美
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午前10時
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５５号
和歌山市六十谷1342番地116
債務者　オリジナル・ポイント株式会社
代表者代表取締役　内野　嘉紀
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午後２時５分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４３４号
大阪市福島区福島４丁目１番67－２Ｃ、住民票上の住所大阪市福島区福島１丁目２番12－501号
債務者　北古味鈴太郎
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春木　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月30日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０６６号
大阪市城東区鴫野東２丁目19番２－202号
債務者　有限会社プランニング・モア
代表者代表取締役　谷端さとみ
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　麻友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０号
岩手県釜石市鵜住居町４丁目207番地
債務者　有限会社山繁水道
代表者代表取締役　小笠原貞子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉水　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月１日午後２時10分
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第２１号
広島県福山市引野町1006番地３
債務者　株式会社和田建工
代表者代表取締役　和田　光正
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　博矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月１日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第１５号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8295番地４
債務者　メイマーズ株式会社
代表者代表取締役　吉沢　博文
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午前10時
長野地方裁判所伊那支部

令和７年（フ）第１６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8295番地５
債務者　ザ・ミート株式会社
代表者代表取締役　吉澤　博文
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午前10時
長野地方裁判所伊那支部

令和７年（フ）第１７号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8295番地５
債務者　ワイエス株式会社
代表者代表取締役　名畑　　篤
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午前10時
長野地方裁判所伊那支部

令和７年（フ）第１号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目273番地11
債務者　株式会社アップコーポレーション
代表者代表取締役　伊藤　眞義
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　泰典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月４日午前11時40分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第３９号
金沢市駅西新町１丁目37番５号
債務者　北陸テキスタイル株式会社
代表者代表取締役　宝島　　喬
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　菊麿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月４日午前10時
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３３５号
埼玉県川口市江戸３丁目33番18号
債務者　カワグチ株式会社
代表者代表取締役　佐藤　静男
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前10時10分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３３６号
埼玉県川口市江戸３丁目33番16号
債務者　株式会社ティーピーエス
代表者代表取締役　菅家　清正
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前10時10分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１０１２号
大阪市浪速区日本橋西１丁目２番25号ＳＴ難波ビル２階
債務者　Ｒ－ＬＩＦＥ株式会社
代表者代表取締役　児島　健太
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷岡　俊英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７６号
福岡県久留米市宮ノ陣３丁目３番28号
債務者　株式会社アルカディア
代表者代表取締役　中山　和子
1　決定年月日時　令和７年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白水由布子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後３時
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第２０６号
埼玉県三郷市彦川戸１丁目297番地１彦川戸ペアタウンＢ棟
債務者　株式会社アクト
代表者代表取締役　片岡　　裕
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午前11時40分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第５号
岩手県釜石市唐丹町字大曽根101番地15
債務者　本多　竜也
1　決定年月日時　令和７年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　珠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月１日午後２時５分
5　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第１１号
岩手県遠野市松崎町光興寺２地割75番地38
債務者　石渡　英隆
1　決定年月日時　令和７年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　恵喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第９２号
大阪府泉大津市曽根町２丁目３番10号　Ａ号
債務者　和泉中央交通こと　壹岐　春二
1　決定年月日時　令和７年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第４４９号
沖縄県糸満市字兼城841番地の９　Ｅ－56
債務者　柿林　　綾
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　照屋　一人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第９号
岩手県釜石市中妻町２丁目４番17号
債務者　玉田　信広
1　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　富谷　耕作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第２９３号
仙台市太白区郡山字北目宅地46番地の４　ＣｈａｒｍａｎｔＣｏＣｏ103
債務者　川村　啓仁
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月30日午前11時25分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２９４号
仙台市太白区郡山字北目宅地46番地の４　ＣｈａｒｍａｎｔＣｏＣｏ103
債務者　川村　夏紀（旧姓早坂）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１７号
秋田市旭川新藤田東町５番22号
債務者　佐藤　夢羽
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有働　悠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３４号
仙台市青葉区小松島２丁目17―６、住民票上の住所仙台市青葉区国見ケ丘３丁目22番地の20
債務者　只野　政徳
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４２号
山形県西村山郡朝日町大字大谷1597番地、前住所宮城県登米市中田町石森字本町164番地２　フィールドハウスＣ　105号室
債務者　松田　邑美
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４号
栃木県小山市粟宮１丁目10番８号
債務者　小室　孝子
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月27日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第３４号
山梨県笛吹市石和町窪中島115番地１　サンすぎたＢ、前住所山梨県笛吹市石和町下平井571番地　ドミール・アイ103号
債務者　諏訪　弘文
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花輪　仁士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３号
三重県名張市桔梗が丘南１番町１街区26番地、前住所三重県名張市桔梗が丘１番町１街区26番地、三重県名張市富貴ケ丘４番町2581番地320
債務者　宮本　摩紀
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井関　敏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第１０４３号
大阪市西区千代崎１丁目８番11号　803、前住所大阪市西区本田２丁目５番24―501号
債務者　西川システムエンジニアリングことＮＳモータースこと　西川　達男
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７１号
広島市西区高須１丁目３番23―５―103号
債務者　浅井美佐江
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０２号
広島市安佐南区緑井３丁目34番22―203号
債務者　木船　佑紀
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　竜二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月３日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３２号
広島県福山市東深津町２丁目15番５号、旧住所広島県福山市引野町1006番地３
債務者　和田　光正
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　博矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第４３号
愛媛県松山市千舟町４丁目１番地５　Ｍａｙｆａｉｒ千舟通プレミアム205号
債務者　松本小佑季
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井奈保子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月10日午後３時15分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７号
福岡県大川市大字本木室434番地８
債務者　三福工芸こと　福山　稔英
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和６年（フ）第４４２号
沖縄県那覇市字銘苅213番地　銘苅市営住宅１―４
債務者　照屋　律子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲宗根朝洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４４６号
沖縄県浦添市牧港１丁目32番３―205号　丸栄荘　２Ｆ―５
債務者　小橋川トミ
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城間　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４５２号
沖縄県那覇市首里末吉町４丁目２番地15　Ｌｏｏｐ２―Ｆ
債務者　谷川　優香（旧姓樋口）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１７号
沖縄県糸満市字潮平684番地の１　ハピネス潮平403号室
債務者　久保田茉利奈（旧姓桃宇）
1　決定年月日時　令和７年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４１１号
横浜市神奈川区浦島丘４番地14　１―703
債務者　横溝　昭彦
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１８号
神戸市長田区野田町７丁目１番７号　野田ハイツ301号、従前の住所神戸市長田区西尻池町２丁目３番29―403号
債務者　泉昌浩こと　白　昌浩
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和７年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１６２号
神戸市北区北五葉７丁目１番13―306号、従前の住所兵庫県三木市平田169番地の５　グランメゾン三木205号
債務者　谷口　明
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３６号
徳島県徳島市名東町１丁目273番地の３
債務者　佐藤美津代
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野々木靖人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年５月27日まで
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４３号
徳島県名西郡石井町浦庄字上浦457番地
債務者　宮越　幸子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤理恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月12日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和７年５月27日まで
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５６０２号
大阪市淀川区塚本６丁目５番13―306号
債務者　米倉　麻美
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月12日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２６７４号
神奈川県藤沢市石川２丁目21番地の19　コンフォート石川205
債務者　高橋　智弥
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　安耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３９号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目14番地の５　グランドハウス高谷Ⅰ　101号室
債務者　藤田　美佳
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４７号
長崎県長崎市筑後町４番１号　アーバス筑後町905、住民票上の住所福岡市早良区飯倉８丁目６番20―５号
債務者　大島　幸身
1　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福﨑　龍馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１６６号
さいたま市西区三橋６丁目373番地８　マルベリーⅡ202
債務者　稲見　徳芳
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２４４号
埼玉県川口市本蓮３丁目３番４号
債務者　渡部　智里（旧姓木田）
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原﨑友太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１５号
茨城県笠間市石井759番地１　マ・メゾンＡ102
債務者　田辺　拓也（旧姓桑原）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　繁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年６月３日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２０号
新潟県魚沼市井口新田969番地２　シェルビレッヂ２号棟212号
債務者　酒井　幸夫
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉森　芳博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和７年６月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第３８号
青森県むつ市金曲１丁目19番44号
債務者　阿部麻衣子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熨斗　佑城
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４１号
青森県むつ市横迎町１丁目14番31号、旧住所青森県むつ市昭和町16番16号
債務者　濱端美有奈
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２９号
青森県八戸市長苗代３丁目７番19号　レオパレスＶｅｒｎｉｅ201
債務者　佐々木一人
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第２３７号
京都市伏見区深草西浦町３丁目66番地１、前住所京都市伏見区久我西出町13番地159
債務者　村西　宏幸
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　義司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４３号
佐賀市新郷本町６番１号
債務者　藤田　広樹
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　保則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５０号
長崎県長崎市諏訪町７番18号　下田アパート201、旧住所長崎市田上４丁目12番１号
債務者　瀬川　晃子（旧姓岩村）
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年６月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２６１号
さいたま市南区松本１丁目９番７号　ＪＳＥフラッツ浦和101号室
債務者　松橋　佳永
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２８８号
埼玉県川口市長蔵２丁目７番３号　メトロポリタン202号
債務者　武藤　正樹
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　洋維
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第９２号
横浜市港北区小机町2543番地13　サンドラビル501号
債務者　荒木　春華
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　美樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３９号
静岡市駿河区寿町８番21―303号　第７埼京ハウス、旧住所長野市三輪８丁目55番６号
債務者　岩崎　修平
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　幸亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４１号
愛知県豊橋市小松原町字下出口９番地１
債務者　ＤＡＤＡ　ＨＯＵＳＥこと　石橋　恵美
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤本　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第４６４３号
大阪市東成区中道４丁目５番28号
債務者　谷　　和久
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２号
奈良県香芝市関屋1009番地　ラ・シェーヌ106号、前住所奈良県香芝市穴虫107番地１グローバル二上駅前Ⅱ　204号
債務者　出口　宏枝
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第５３号
栃木県栃木市大平町西水代3502番地１　ブロードマインドＡ202、従前の住所栃木県小山市大字間々田2376番地２　レジデンス桜Ａ201
債務者　脇田　智貴
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和７年６月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第５４号
名古屋市南区鶴里町１丁目70番地　レジデンス鶴里401号
債務者　森田　勇弥
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　京平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３６９号
名古屋市天白区池場１丁目1006番地の１
コーポい菱303号
債務者　伊藤　　修
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村瀬　敬太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２７６号
北海道空知郡南富良野町字幾寅571番地
債務者　高橋　　守
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　万字　　達
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午後２時40分
５　免責意見申述期間　令和７年６月12日まで
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３号
北海道旭川市東光11条２丁目１番７号　11条コーポＣ号室
債務者　齋藤　雅文
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　寛章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月19日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和７年６月12日まで
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４１７号
名古屋市緑区ほら貝１丁目149番地、従前の住所名古屋市千種区汁谷町４番地の１
ヴィークステージ茶屋ケ坂Ｆ205号
債務者　細川　直人
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綿貫　敬典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和７年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第６３３号
大阪市平野区長吉六反３－８　長吉長原東住宅15号館311号室、前住所堺市堺区南半町西１－１－13　ファミリーハイツ御陵前404、住民票上の住所大阪府富田林市西板持町６丁目６番30号
債務者　村上　直之
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　城之内太志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第５６号
和歌山市六十谷1342番地116
債務者　内野　嘉紀
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午後２時５分
５　免責意見申述期間　令和７年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第９６号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目26番15号　コスモハイツ101
債務者　積田　一寛
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富田　陽平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月27日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１４５号
埼玉県越谷市蒲生東町17番21号　サン・ファミリアＣ201
債務者　三村　武生
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　征吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月27日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１７０号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目５番地５、旧住所埼玉県吉川市大字保867番地３
債務者　兼子　　修
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小宮　　豊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月27日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２２号
山口県宇部市大字沖宇部238番地８　Ｓｕｒｉａ　Ｙ’ｓ　Ｂ棟　201号、前住所山口県山口市小郡光が丘１番７号
債務者　永田　智子
１　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　華山　仁成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月16日午後４時
５　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第１０６７号
大阪市城東区森之宮２丁目１番88号　社会医療法人大道会　森之宮病院気付、住民票上の住所大阪市城東区鴫野東２丁目19番２号202
債務者　谷端さとみ
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　麻友
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月30日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４号
茨城県ひたちなか市大字中根5153番地１　サン・レジデンス102号、前住所茨城県水戸市河和田３丁目2585番地の23
債務者　小林　　稔
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江原　健太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午後４時
５　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第４２号
金沢市寺地２丁目７　うちくる金沢寺地、住民票上の住所石川県野々市市高橋町14番33号東谷マンション管理人室
債務者　東谷　照子
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　次郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４３号
石川県野々市市高橋町14番33号　東谷マンション204号
債務者　東谷　賢一
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩梅　洋平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１７号
広島県呉市広大新開３丁目５番49号
債務者　誉工業こと　大前　　健
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平元　陽亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第４号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷23番地１　峯アパート101
債務者　湯川　恵子（旧姓開）
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目273番地11
債務者　伊藤　眞義
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　泰典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月４日午前11時40分
５　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１５０号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目13番地12　メゾングレースＡ201、旧住所埼玉県吉川市きよみ野四丁目１番地５　ウッドパーク吉川きよみ野Ｂ―103号
債務者　蛯名　英明
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大里　定則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月４日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２９号
山口県山陽小野田市大字鴨庄240番地
債務者　西日本ジビエファームこと　仲村　真哉
１　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近本佐知子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第８号
島根県出雲市今市町1772番地５
債務者　下宿かつべ及びＥＣ：勝部美智子こと勝部美智子
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　　樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月23日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和７年（フ）第７９号
愛知県安城市住吉町５丁目26番地３　Ａ・Ｃｉｔｙ住吉405
債務者　倉橋　幸弘
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪瀬　秀美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月８日午後２時
５　免責意見申述期間　令和７年６月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第４０号
金沢市寺中町ホ33番地３
債務者　宝島　　喬
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　安里
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月４日午前10時５分
５　免責意見申述期間　令和７年６月27日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　ビレッジハウス西萩原２棟208号
債務者　長谷川美佳
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩谷　淳夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年６月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第１２２号
名古屋市守山区喜多山２丁目11番９号　大島マンション池下２―Ｅ号、申立時大阪市阿倍野区阪南町２丁目５番24号　Ｊ―ＡＲＣ昭和町402号
債務者　松田　幸也
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪井　遼子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午後２時
５　免責意見申述期間　令和７年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０１３号
大阪市北区豊崎１丁目12番６―1105号
債務者　児島　健太
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷岡　俊英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２号
沖縄県沖縄市古謝２丁目14番31号
債務者　池根　盛和
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺田　明弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月８日午後１時10分
５　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第１５５号
静岡県島田市元島田70番地の１
債務者　村岡　真生
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野末　寿一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第１１号
札幌市中央区南20条西７丁目３番１―104号
債務者　山田　真一
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４１号
札幌市中央区北５条西25丁目４番15―206号
債務者　新居　詩織
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０４号
札幌市清田区平岡２条２丁目３番10号　グランドパレス102号
債務者　斉藤　義広
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１８７号
札幌市豊平区中の島１条９丁目９番22号
ヴェルコート中の島303号
債務者　濱田　真実
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２２３号
札幌市北区百合が原４丁目10番20―103号
債務者　三浦　颯太
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３４号
札幌市東区本町２条５丁目３番25号　ハイグレード松101号
債務者　菅生智恵理
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３９号
札幌市豊平区月寒西１条６丁目１番20号
ウェルネス月寒西
債務者　東　　正幸
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５６号
札幌市東区北51条東６丁目１番15号　シャルム沢田Ａ203号
債務者　堂端　妙子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２６２号
札幌市清田区里塚３条１丁目７番12号
シャーメゾン・サニーＢ―101号
債務者　富永　和洋
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３２２号
札幌市手稲区前田９条14丁目２番12―305号
債務者　齊藤　修二
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０号
山形県酒田市緑ケ丘１丁目12番地の10
債務者　田中　風音（旧姓下村）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第３１号
群馬県渋川市渋川4169番地
債務者　小野　　豊
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第７０号
群馬県吾妻郡中之条町大字山田1206番地
債務者　小野さおり
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第５５号
群馬県高崎市下里見町74番地１
債務者　土屋　克嘉
1　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第６０号
群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3925番地１
アットホーム尚久下仁田
債務者　菅野　敏行
1　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（フ）第２１１９号
東京都国立市西１丁目１番地の12　503
債務者　品川紗矢花
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３０７号
東京都町田市南大谷１丁目44番10号
債務者　平方　尚子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３８４号
東京都西東京市保谷町３丁目２番１号田頭マンション202号
債務者　田口　　博
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３９２号
東京都府中市新町３丁目１番地府中新町３丁目アパート19―104
債務者　岩田　春美
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３９３号
東京都東大和市新堀３丁目５番地の38新堀マンション301号
債務者　中村喜美子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１７６号
横浜市旭区中尾１丁目48番７号
債務者　久住　勝朗
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７８号
横浜市都筑区仲町台２丁目１番14―103号
債務者　安西　　稔
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３８３号
横浜市南区別所中里台24番１―206号
債務者　唐澤　敬子（旧姓池田）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３８８号
横浜市都筑区川和町804番地　メゾン大谷202
債務者　矢阪八重子（旧姓丹野）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４１０号
神奈川県綾瀬市上土棚南２丁目６番７号　ハイツプレリュード301
債務者　公受　涼子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４５３号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン18―１号棟404号
債務者　橋本　幸子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４６９号
神奈川県大和市中央３丁目５番20号　レベアス大和307
債務者　新川　秀一
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５５６号
横浜市南区中村町３丁目207番地５
債務者　石塚　秀雄
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９３号
相模原市中央区清新８丁目８番７号
債務者　井毛田紀子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第９４号
相模原市中央区清新８丁目８番７号
債務者　井毛田明久
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第９９号
相模原市緑区広田４番30号　五城ハイツ103
債務者　金山真由奈（旧姓奥住）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１２７号
相模原市中央区共和４丁目17番３号　グレイスネスト106
債務者　長島あづさ
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１４８号
京都府木津川市相楽台６丁目14番地１　サンシャインコート京都木津川、申立時の住所京都府木津川市州見台一丁目３番地８　ダンデライオン105号
債務者　小山　和夫
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第２８４号
京都市山科区音羽前田町33番地１　エーデル音羽304
債務者　松下　治代
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１９号
堺市堺区中安井町１丁４番11―712号、前住所堺市堺区向陵西町４丁９番20号　南秀苑101号
債務者　岡部　昌宏
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１２７号
大阪府羽曳野市古市１丁目７番９―206号、前住所大阪府南河内郡河南町大字東山661番地の２　201号
債務者　堀川　範子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１２８号
堺市南区新檜尾台３丁２番４―110号
債務者　森　　健太
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１４２号
大阪府南河内郡太子町大字春日1650番地
債務者　松井　久実
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１４３号
堺市北区大豆塚町１丁60番地５　市営大豆塚団地１棟303号、前住所堺市堺区東雲西町４丁１番３―506号
債務者　森澤　剛志
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１５０号
大阪府羽曳野市南恵我之荘１丁目３番25―101号、前住所大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目７番７号
債務者　川村　翔也
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１５６号
大阪府羽曳野市島泉３丁目３番29号
債務者　藤村喜代美
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１５７号
大阪府羽曳野市島泉３丁目３番29号
債務者　藤村　　舞
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１６９号
大阪府富田林市錦織北１丁目13番７号
債務者　西田　育弘
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１７８号
大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１Ｃ―302号室
債務者　野尻五十鈴
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１８９号
大阪府松原市新堂２丁目14番14―101号
債務者　植松　大樹
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１９２号
堺市北区百舌鳥本町１丁61番地２　ハイツアズール408号、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅３―414号
債務者　岡本ルミ子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２０１号
堺市中区毛穴町24番地　鈴の音202号
債務者　岩崎　優美（旧姓東野）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２０２号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番46―402号
債務者　増井　一志
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２０５号
大阪府松原市天美北３丁目３番５号
債務者　竹田　健一
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２０６号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番14―501号
債務者　中矢　啓昭
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３８号
高知県香南市野市町西野525番地23　二階西
債務者　吉永　　亨
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４５号
北海道旭川市忠和４条１丁目１番23号　住宅型有料老人ホーム凛
債務者　阿部　猛善
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４９号
群馬県太田市龍舞町1911番地３　龍舞市営住宅１―22号
債務者　河内　玲子
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第１７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美874番地２　久保田ハイツ　１号
債務者　平松　　弘
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第１８号
群馬県みどり市笠懸町阿左美874番地２　久保田ハイツ　１号
債務者　平松ジョセフィンこと　ＨＩＲＡＭＡＴＳＵ　ＪＯＳＥＰＨＩＮＥ　ＬＡＢＯＲ
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第２６号
愛知県一宮市牛野通２丁目14番地　エーデルハイムＥ202号
債務者　田上　賢一
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第２０号
京都府南丹市園部町小山東町平岩14番地
債務者　井上　正宏
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和７年（フ）第２１号
京都府南丹市園部町本町11番地
債務者　やまもと住建工業こと　山本　省吾
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和７年（フ）第６５号
香川県高松市扇町１丁目24番９号
債務者　井上　円香
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２２号
福岡県大牟田市大字新町449番地、前住所福岡県大牟田市末広町55番地
債務者　栗山　貴博
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第２号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免1271番地２、旧住所佐賀県佐賀市大財２丁目２番47―３号　アトレ大財Ⅱ204
債務者　小賦　　麗（旧姓緒方）
１　決定年月日時　令和７年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和７年（フ）第３号
長崎県松浦市福島町里免921番地
債務者　前田　幸太
１　決定年月日時　令和７年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和７年（フ）第４号
長崎県松浦市今福町北免2009番地40　３棟502号、旧住所長崎県大村市松山町877番地３　グレース松山Ⅰ―102
債務者　北川　穂楓
１　決定年月日時　令和７年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和７年（フ）第２７号
香川県丸亀市郡家町1180番地１　ヌーベル・シャトウＦ棟201号
債務者　坂口まり子
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第９号
北海道標津郡標津町北３条西３丁目５番１―15号
債務者　佐賀ひろ子
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和７年（フ）第２６号
長野市大字南長池686番地１　Ｇ、旧住所長野市大字稲葉1035番地９
債務者　増田　久子
１　決定年月日時　令和７年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２５３号
大阪市浪速区桜川４丁目５番１号　サンクレスト　603号
債務者　河邉　　唯
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４８２号
大阪市大正区泉尾１丁目37番19―308号
債務者　瀬底　正彦
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２４号
大阪市西成区岸里東１丁目26番13号　ＦＵＧＡ天下茶屋東　303号、前住所大阪市西成区花園北１丁目７番10号　エムスリーコーポ花園　301
債務者　中川　将臣
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６９８号
大阪府吹田市桃山台２丁目６番Ｂ26―202号
債務者　池田　千秋
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７６２号
大阪府東大阪市中小阪５丁目15番５号、前住所大阪府東大阪市若江南町２丁目８番27号
債務者　豊田　順子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７６３号
大阪府東大阪市中小阪５丁目15番５号、前住所・事業所所在地大阪府東大阪市若江南町２丁目８番27号
債務者　イースト設備工業こと　瀬戸口健二
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７８９号
大阪市西淀川区佃１丁目３番７号　グローリーハイツ山本　302号室
債務者　南野　広輔
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８９０号
大阪市生野区巽南２丁目９番27―302号
債務者　長瀬　利美
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９９５号
大阪市都島区都島本通１丁目３番15―403号、前住所大阪市北区長柄東２丁目３番28―911号
債務者　米田　健二（旧姓村井）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１００５号
大阪市北区天満橋１丁目１番24―524号
債務者　中村　寿弥
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０４２号
大阪府東大阪市島之内１丁目６番４―102号
債務者　平井　祥子（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０６４号
大阪市西淀川区柏里１丁目12番５号　セレーノ塚本　405号室
債務者　葛西真智子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０６５号
大阪市東淀川区小松４丁目13番１―102号
債務者　濱名運送こと　濱名　孝之
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０６８号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　千葉　　靖
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１０１号
大阪市平野区喜連西４丁目６番65―302号
債務者　木下　義彦
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１２１号
大阪市淀川区三津屋南２丁目19番33号　サンコートミツヤ　403号
債務者　前田　和幸
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２０７号
大阪府守口市寺方錦通２丁目９番11―103号
債務者　品川　純子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５号
愛媛県西予市宇和町信里542番地
債務者　堀本　恭平
1　決定年月日時　令和７年３月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和７年（フ）第７０号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目10－４　アルエット旭ヶ丘202号室、住民票上の住所宮城県岩沼市下野郷字北谷地239番地の１－201
債務者　相沢　陽南
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１０８号
仙台市宮城野区平成１丁目20番７号　平成コーポ101
債務者　菅原るみ子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２３０号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目18番48号ヴュー双葉ヶ丘205
債務者　飯岡　　仁
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２１号
宮城県東松島市矢本字四反走159番地
債務者　藤井　利文
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第３８号
秋田市牛島東３丁目７番５号　レオパレス牛島東第３　104号
債務者　佐藤　義展
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０号
福島県相馬市小泉字山田466番地　レヴァータⅡ101
債務者　矢羽々耕平
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　福島地方裁判所相馬支部

令和７年（フ）第１２号
福島県相馬郡新地町大戸浜字神後北１番地の45、従前の住所福島県相馬市黒木字高池72番地の１　ビレッジハウス黒木１号棟　305号室
債務者　寺島　由美
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　福島地方裁判所相馬支部

令和６年（フ）第４４７号
茨城県ひたちなか市高場３丁目３番地19　菅野住宅１号
債務者　大橋　妙子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５８号
茨城県笠間市美原２丁目４番14号　サンシティ美原102号、前住所茨城県水戸市石川４丁目3890番地の２　フレグランス石川102号
債務者　岡田　颯人
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所

令和７年（フ）第６６号
茨城県那珂郡東海村村松北１丁目15番３号アルメリアⅡ201、住民票上の住所茨城県那珂郡東海村大字村松1160番地５
債務者　鴫島　政宗
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所

令和７年（フ）第９３号
茨城県水戸市柳河町506番地の１
債務者　稲野邉　隆
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所

令和７年（フ）第９４号
茨城県水戸市柳河町506番地の１
債務者　稲野邉あけみ
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５５号
茨城県稲敷郡阿見町中央２丁目12番11号　グレイスハウスＢ102
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第６１号
茨城県つくば市東新井34番地６　グリーンパレスＫＯＫＩ　402号、居所静岡県伊豆市修善寺970
債務者　石原　　黎（旧姓金川）
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第６２号
茨城県稲敷郡阿見町南平台３丁目35番地３
債務者　佐藤　葉子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第６７号
茨城県土浦市中神立町19番地６　セレブリティ神立105
債務者　神樂所祐子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第１３２号
川崎市川崎区小田２丁目７番15号　高橋荘201
債務者　戸澤　秀樹
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１５０号
川崎市高津区千年723番地４　メゾンドナイルス　301
債務者　西田　正三
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２９号
山梨県笛吹市石和町松本238番地１　メゾンサンブランチ301
債務者　久保田圭子
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４２号
山梨県中央市東花輪1035番地１　県営東花輪団地３号棟202号室、前住所山梨県中央市西新居156番地１　グリーンプラザ205号
債務者　大野まさ子
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２０号
長野県駒ヶ根市赤穂11473－１　レオパレスユートピア102号室、住民票上の住所沖縄県南城市知念字知念1177番地２
債務者　柄山　遥香
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　長野地方裁判所伊那支部

令和７年（フ）第３５号
岐阜市日野南７丁目13番２号（セジュール城見　201）
債務者　山盛　和美
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１３号
岐阜県大垣市青柳町４丁目63番地　Ｉ’ｓⅡ105号室
債務者　段　　一幸
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第２１号
岐阜県不破郡垂井町日守111番３　グループホーム　ハピネット、住民票上の住所岐阜県大垣市昼飯町270番地８　岩文ひるい　103号
債務者　栗田　　諭
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第８６号
静岡県藤枝市上青島425番地の１　レジデンスマンションＡ－205号
債務者　良知美奈子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２７３号
三重県亀山市本町２丁目４番24号、前住所三重県津市芸濃町椋本3533番地１　リヴェールフジ１Ｂ
債務者　矢野　早苗
1　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２８号
三重県津市藤方902番地１　Ｇｒａｓｉａ御殿場Ｃ棟
債務者　加藤　　泰
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２９号
三重県津市藤方902番地１　Ｇｒａｓｉａ御殿場Ｃ棟
債務者　加藤　和代
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１５号
三重県伊賀市桐ケ丘６丁目167番地
債務者　池上　　茜
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第５９号
三重県四日市市日永5039　総合心療センターひなが、住民票上の住所三重県四日市市大字塩浜171番地１　特定非営利活動法人　きずな
債務者　山中　時尚
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第６９号
三重県四日市市尾平町3803番地34
債務者　永坂みき子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第７０号
三重県四日市市尾平町3806番地124
債務者　山川はるみ
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１７号
滋賀県彦根市平田町266番地３（201号）、前住所滋賀県彦根市京町３丁目７番８号
債務者　つきあかり整体院こと　中岸　力也
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第９号
滋賀県米原市高溝636番地18　コーポラス北川　202号、前住所滋賀県米原市下多良３丁目86番地１　センターポイント　102号
債務者　赤松　秀樹
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和７年（フ）第１５号
兵庫県高砂市荒井町御旅１丁目19番13号
債務者　安井　直子（旧姓福岡）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１８号
兵庫県姫路市野里上野町２丁目７番21号
債務者　黒田　昴希
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第７３号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目９番１　冨田方、住民票上の住所神戸市垂水区東垂水２丁目７番７号
債務者　岩元有起子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第９４号
兵庫県姫路市梅ケ枝町882番地　イトーピア野里506
債務者　吉田　和弘
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１１４号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田238番地　ＳＪルミナス106号、従前の住所兵庫県姫路市西今宿２丁目１番20－505号　高岡中村コーポパートⅡ
債務者　朝日　修司
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１１５号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田238番地　ＳＪルミナス106号、従前の住所兵庫県姫路市西今宿２丁目１番20－505号　高岡中村コーポパートⅡ
債務者　朝日　利恵
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１２０号
兵庫県姫路市大塩町2054番地146、従前の住所兵庫県たつの市御津町中島1172番地５
債務者　白木　光世
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１２３号
兵庫県姫路市砥堀376番地６
債務者　原野　愛子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１２８号
兵庫県姫路市元町75番地11　元町東ビル４－３
債務者　西　　優子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第３１号
奈良市西大寺東町１丁目５番７号　光ハイツ２－204号
債務者　村上美代子
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２号
和歌山市府中78番地４
債務者　細川　美保（旧姓狩野）
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１７号
和歌山市秋月19番地６
債務者　山岡　　愛
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１８号
和歌山市栄谷227番地　ミカド305
債務者　杉原斗央こと　ＢＵＮＳＵＷＡＮ　ＰＨＥＥＲＡＹＵＴ
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第３９号
和歌山県有田郡有田川町大字庄263番地９
債務者　内村　朝子
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第６５号
和歌山県岩出市今中149番地の２（Ｂ―216号）
債務者　岡村　郷美
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第８３号
和歌山市粟430番地12　粟アパート１号室
債務者　大谷　勝夫
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第３２号
鳥取県八頭郡若桜町大字浅井237番地21　若葉団地67号、旧住所滋賀県草津市野路９丁目１番35―205号　グラフィーネ草津野路
債務者　松本　健実
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３９号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地15　Ｓｈａｒｅみにー、住民票上の住所鳥取県八頭郡若桜町大字小船470番地
債務者　黒川　里衣
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２７号
岡山県加賀郡吉備中央町田土3528番地
債務者　山本　和良
１　決定年月日時　令和７年３月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１９号
岡山市南区妹尾652番地
債務者　亀山とみ子
１　決定年月日時　令和７年３月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１２６号
岡山市東区鉄310番地29、旧住所京都府木津川市州見台２丁目４番地８　レオパレスフローレス州見台203
債務者　赤木　和貴
１　決定年月日時　令和７年３月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３７号
岡山県倉敷市林2027番地６　カーサセレーナ203
債務者　田中　照美
１　決定年月日時　令和７年３月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３０８号
広島県福山市沖野上町４丁目24番３号　エンタル沖野上205
債務者　小林　和彦
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第２８号
広島県福山市松永町６丁目18番18号
債務者　末富みのり
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第３１号
広島県福山市赤坂町大字赤坂1603番地６
債務者　内田　**龍**章
１　決定年月日時　令和７年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第１１号
徳島県美馬市脇町大字脇町1146番地１　ヴィラ・アンソレイエ脇町　403号室
債務者　篠原　史香
１　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　徳島地方裁判所美馬支部

令和６年（フ）第２３５号
愛媛県伊予郡松前町大字昌農内577番地１　メゾンＫ・Ｉ　101号室
債務者　佐野　時子
１　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８３号
愛媛県松山市山西町83番地　山西マンション201号
債務者　濵田　光雄
１　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで　松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０号
愛媛県四国中央市土居町津根2459番地35
債務者　村上志津香
1　決定年月日時　令和７年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第２１号
愛媛県松山市馬木町299番地６、前住所愛媛県四国中央市中之庄町510番地
債務者　立川眞美子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第５号
愛媛県今治市菊間町長坂1573番地、前住所兵庫県南あわじ市市十一ケ所37番地３　愛ハイツ202号
債務者　阿部　泰雄
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
松山地方裁判所今治支部

令和７年（フ）第１１号
福岡県直方市大字頓野1354番地34　ガーデンテラス103号
債務者　吉田　菜緒
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第８３号
宮崎市大工３丁目144番地　大工マンション303号
債務者　染谷　数子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第８９号
宮崎市清水３丁目７番１号　藤井コーポ401号、前住所宮崎市瀬頭２丁目10番21号　リトルアリス112号
債務者　橋本　伸子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９０号
宮崎市清水３丁目７番１号　藤井コーポ401号、前住所宮崎市瀬頭２丁目10番21号　リトルアリス112号
債務者　橋本　拓並
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９５号
宮崎市清武町加納甲2056番地８
債務者　日髙いつ子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１３号
宮崎県都城市郡元町2874番地１　柳田貸家Ｃ棟
債務者　武田千賀子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第４５号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目437番地１　ネクスコート比嘉303
債務者　玉城みどり
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４６号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目437番地１　ネクスコート比嘉303
債務者　玉城　和郎
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第２２号
沖縄県沖縄市美里３丁目23番20号　パタリロハウス３ｐａｒｔⅡ404号室
債務者　中村　克也
1　決定年月日時　令和７年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字下里1172番地３　山ちゃん食堂　２Ｆ
債務者　友利　裕子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
那覇地方裁判所平良支部

令和７年（フ）第２８号
松江市上乃木３丁目20番14号　サンコーポラス上乃木202号室、住民票上の前住所松江市上本庄町440番地３
債務者　江角　友貴
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月27日まで
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６０号
福島県郡山市町東２丁目20番地　レクエルドⅠ102号、前住所福島県郡山市大槻町字中野18番地の２
債務者　浜津　智紀
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第３３８号
東京都羽村市緑ヶ丘４丁目10番地10
債務者　漆畑　　覚
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第５７号
兵庫県明石市大久保町八木101番地の１　フジメゾンコート106号、前住所兵庫県明石市大久保町江井島966番地
債務者　坪田　文子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第５２号
福岡県遠賀郡岡垣町公園通り３丁目５番15号、前住所佐賀市八戸１丁目１番40―110号
債務者　池迫　優斗
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７５号
佐賀市兵庫南３丁目７番236号、前住所佐賀市朝日町４番14号　ヴィラ竹内202
債務者　園川　聖華
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１２号
佐賀県唐津市鏡4200―７、住民票上の住所佐賀県唐津市浜玉町鳥巣617番地
債務者　吉原　弘文
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（フ）第２６号
栃木県小山市駅東通り１丁目48番27号　レオパレスフローラ小山108号室
債務者　髙野　文夫
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第２９号
栃木県小山市神鳥谷１丁目４番８号
債務者　松井　正司
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第１６９号
広島県東広島市八本松飯田１丁目10番19号　茶幡住宅２号
債務者　中川　慎吾
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６２号
神奈川県秦野市平沢７番地の21
債務者　瀬之口真衣（旧姓宮本）
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１４５号
神奈川県平塚市横内3824　横内アパート17―402、住民票上の住所神奈川県南足柄市中沼495番地１　辻下ハイツ201
債務者　柴田里緒菜
1　決定年月日時　令和７年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第８７号
広島市安佐南区高取南１丁目13番37―13―102号Ｅ棟
債務者　久門　滋子
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６号
大分県杵築市大字杵築861番地15　エクレール北浜Ｇ棟106号
債務者　大塚憲一郎
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和７年（フ）第３３号
山口県宇部市床波１丁目17番30号
債務者　岡本　育子
1　決定年月日時　令和７年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第１１４号
名古屋市港区港明２丁目２番６号（ザ・マリンスクエア601号）、申立時の住所広島市西区己斐西町25番11―12―102号
債務者　古山　智大
1　決定年月日時　令和７年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和６年（フ）第１１６号
埼玉県加須市鳩山町11番地11―２Ｆ
破産者　株式会社エイジア
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１０１６号
埼玉県川口市並木２―２―３　星野ビル204、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市赤井641番地の11
破産者　株式会社ほわいとケア
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１５０４号
さいたま市大宮区仲町２－53ＫＯＨＷＡビル１Ｆ
破産者　株式会社世亜
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第３３４号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1551番地
破産者　有限会社貴商
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２２５号
和歌山県岩出市根来826番地１
破産者　有限会社優俊ゼミ
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第２２６号
大阪府阪南市自然田809番地の３
破産者　株式会社トラスト健康総研
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第３０号
奈良県葛城市東室203番地３
破産者　株式会社ビクトリー
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第２０１号
三重県北牟婁郡紀北町大原354番地２
破産者　株式会社Ｍ　ＣＵＢＩＣ
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第７０号
鹿児島県出水市黄金町445番地、住民票上の住所鹿児島県出水市西出水町1068番地
破産者　福﨑　昭太
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和６年（フ）第８３号
岩手県紫波郡紫波町宮手字久々舘96番地２
破産者　合同会社アグリコラボサークル
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和６年（フ）第４４８号
茨城県ひたちなか市枝川字中丸2198番地
破産者　株式会社イシカワ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和４年（フ）第２５１号
群馬県沼田市横塚町1207番地
破産者　有限会社小池
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第７６０号
名古屋市天白区植田３丁目1811番地　カ・ドーロムロガ４Ｃ
破産者　株式会社Ｐａｃｉｏ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２５４１号
愛知県半田市彦洲町１丁目195番地
破産者　有限会社Ｎ＆Ｂ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和３年（フ）第３８６号
大阪市中央区淡路町４丁目３番５号
破産者　ポイントマーケット株式会社
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第５３２２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕276番地３
破産者　赤碕ニット株式会社
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３９８６号
大阪府東大阪市足代新町17番10号第二新町ビル401号
破産者　株式会社ワンナックフーズ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４３２４号
大阪市浪速区久保吉１丁目２－21
破産者　株式会社エンビック
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４７０号
大阪府松原市上田２丁目１番23号
破産者　ウェーブ工業株式会社
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第７４４号
兵庫県宝塚市中筋２丁目11番１－301号
破産者　合同会社ＩＳホールディングス
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６９３号
岡山市中区高屋72番地１旭川ハイツＡ－202
破産者　株式会社ＫＡＷＡＧＵＣＨＩ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第７５７号
広島県廿日市市阿品４丁目１－19
破産者　株式会社サンク
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１１０号
宮城県石巻市あけぼの３丁目15番地10
破産者　有限会社ヘルシープラザ東洋館
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第１９７１号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目８番１号ベレオ武蔵野202
破産者　細谷　　翼
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和５年（フ）第１６１２号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目20番20号
破産者　株式会社サンプリンティングシステム
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２４０号
金沢市藤江北２丁目375番地
破産者　株式会社ＲＡＩＤＥＮＴＳ　ＪＡＰＡＮ
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２４１号
石川県白山市宮永町59番地３
破産者　株式会社ライデンペール
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５８４号
静岡市駿河区下川原６丁目25番33号
破産者　株式会社セルリンク
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第２８５号
静岡県浜松市中央区有玉南町1758番地の１
破産者　株式会社週刊テレビ
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和５年（フ）第２８７号
静岡県静岡市駿河区中島1297番地の１
破産者　株式会社静岡週刊テレビ
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和５年（フ）第２９７号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内５丁目128番地104号
破産者　合同会社Ｔｈｏｕｇｈｔｆｕｌ　ｒｅａｌｔｙ
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第２５号
愛知県小牧市大字舟津字上針田1251番地の３
破産者　株式会社小笠原運送
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第２５７号
長野県佐久市岩村田4199番地１
破産者　株式会社一隅照
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第１４号
三重県鳥羽市白木町260番地２
破産者　株式会社マルミフーズ
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和６年（フ）第７３号
三重県度会郡度会町上久具247番地
破産者　中村　　孝
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和６年（フ）第８７１号
広島市西区草津南１丁目15番14―101号
破産者　有限会社良互設計
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和５年（フ）第２４０号
香川県高松市三谷町711―12
破産者　合同会社Ｂｒｅｉｎ配送サービス
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和６年（フ）第３１２号
香川県高松市中新町12番地１
破産者　フェニックス合同会社
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和６年（フ）第８３号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷732番地１
破産者　株式会社自由工房
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和６年（フ）第７５２号
埼玉県入間市金子中央８番地７、破産開始決定時の住所埼玉県入間市大字上藤沢573番地12
破産者　宮元　良一
１　決定年月日　令和７年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第７７５号
千葉県市原市五井西５丁目12番地７　グランドール205、破産申立時の住所埼玉県ふじみ野市中福岡188番地19
破産者　戸高　陸渡
１　決定年月日　令和７年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第８４５号
埼玉県富士見市関沢２丁目20番29―303号
破産者　鷲谷　翔吾
１　決定年月日　令和７年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第８６号
鹿児島県いちき串木野市照島2637番地１　パーソネージュ西田　203号、開始決定時の住所鹿児島県霧島市国分郡田900番地17
破産者　杉山　　昇
１　決定年月日　令和７年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第１号
鹿児島県霧島市隼人町神宮４丁目２番16号
破産者　福田　季之
１　決定年月日　令和７年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和６年（フ）第１７４号
愛知県豊川市中野川町１丁目56番地の２
破産者　齋藤　喜博
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番９―407号、前住所兵庫県神戸市須磨区横尾８丁目１番地の１　40号棟301号
破産者　若山　憲之
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第２１５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―507号
破産者　塗矢　貴子
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第３８０号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目57番地の１シャルル武庫川103、前住所兵庫県尼崎市西難波町４丁目６番37号ランランハイツ西難波301
破産者　住田　　靖
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第５２８号
兵庫県西宮市堤町１番24号
破産者　角井　美佐（旧姓柴田）
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第５３６号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目13番１―205号
破産者　水島　順子
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和４年（フ）第１７７号
広島県福山市大谷台１丁目16番６号
破産者　松尾　真由（旧姓黒田）
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和５年（フ）第１６２号
鳥取県米子市錦町２丁目159番地３　グリーンハイツ103号、旧住所広島県福山市瀬戸町大字地頭分32番地１　フジコーポ406（開始決定時の住所）福岡市博多区堅粕４丁目10番27―106号　レオパレス博多駅東小野田ビル
破産者　にわ・とりのすけ松永駅前店こと　勝部　純二
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（フ）第１０６号
広島県福山市平成台27番28号　メゾネット平成台―Ｃ、旧住所広島県福山市幕山台２丁目23番19号
破産者　右佐林邦彦
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（フ）第７３号
鹿児島県出水市麓町1464番地　ユーミー渕上101号
破産者　岡﨑　柊哲
１　決定年月日　令和７年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和６年（フ）第１６号
青森県八戸市大字白銀町字中平24番地１コーポ三栄Ａ―102、申立時住所青森県八戸市大字白銀町字人形沢39番地９
破産者　下沢　秀謙
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第１３７号
青森県八戸市長苗代１丁目１番13号　石橋アパート　３号、前住所青森県八戸市諏訪１丁目９番９号　東貸家
破産者　川守田まり子
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第１４３号
青森県八戸市大字糠塚字鶉久保26番地33
破産者　菊池　　誠
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第６６２号
宮城県富谷市富谷堂ノ前55番地31　富谷レジデンスⅠ201、従前の住所宮城県岩沼市相の原３丁目２番1653号
破産者　小川　楓加
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１２５３号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目４番23―108号
破産者　畠山紗也加
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１２６２号
仙台市太白区桜木町24番17号
破産者　加藤　達郎
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１３１３号
山形市青田４丁目３番18号
破産者　井上　辰雄
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１３３７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷北１丁目11番11号
破産者　伊澤　公一
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第３７号
宮城県登米市中田町宝江新井田字６丁目205番地１
破産者　鯰名　俊彦（旧姓相澤）
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和６年（フ）第８６号
山形県東置賜郡川西町大字西大塚3769番地２、前住所山形県西置賜郡飯豊町大字萩生976番地
破産者　屋島　幸治
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和６年（フ）第１０３号
山形県長井市今泉1812番地349　今泉ハイツ205号、前住所福島県喜多方市塩川町天沼字原494番地１
破産者　榊原　秀幸
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和６年（フ）第１６６４号
埼玉県新座市大和田５丁目８番２号　志木パストラルマンション803号室
破産者　赤沼　大輔
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２０３３号
埼玉県川口市南町２丁目８番20号　ハイツシェーンⅡ　203号
破産者　丸山　星司
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和５年（フ）第５４２１号
大阪市天王寺区清水谷町２番５―1602号
破産者　杉江　健一
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５６７号
大阪府池田市旭丘１丁目１番32―３―Ｇ号ラウハ・マツバ
破産者　芝池　孝治
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第７５７号
大阪府大東市北条４丁目16番21号、前住所大阪府寝屋川市若葉町30番６号
破産者　工藤電工こと　加藤　健次
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１８４５号
大阪府吹田市佐竹台１丁目２番30―811号
破産者　酒井　　勇
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２５８１号
大阪市東淀川区井高野１丁目２番２―107号、開始決定時大阪市東淀川区東淡路１丁目６番９―306号
破産者　宮川　夕希
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３４４１号
大阪市城東区鴫野西２丁目８番６号　ＡＩＬＥ京橋　106号室
破産者　中塔　律子
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３７８８号
大阪府高槻市南平台３丁目27番28―205号
破産者　佐々浪律子
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４２３５号
大阪市生野区新今里３丁目21番６―602号
破産者　峯村　功一
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４４８８号
大阪市西淀川区大和田４丁目13番21号　大和田マンション　305号室
破産者　太﨑　智幸
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４９９９号
大阪府吹田市江坂町３丁目11番26―302号
破産者　長濵　綾香
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０３６号
大阪市城東区野江２丁目21番17―102号
破産者　梶　　英二
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５６２４号
大阪市西区本田２丁目５番24号　レジュールアッシュウエストレジス　1104号室、住民票上の住所大阪市西区京町堀１丁目16番21号1501
破産者　光杉　幸平
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８５８号
大阪府豊中市長興寺北２丁目５番４―306号
破産者　坂本　達也
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８９１号
大阪市城東区野江１丁目15番31―205号
破産者　岩本　嘉顕
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第７０１号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目38番６号105
破産者　河野　大介
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第３２号
兵庫県南あわじ市市青木20番地５　三原グランドハイツ403号、開始決定時の住所兵庫県南あわじ市市青木127―８
破産者　木場　清文
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和６年（フ）第１１３２号
広島市南区東雲本町２丁目15番12―304号
破産者　古前　怜子
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１０２号
香川県仲多度郡まんのう町東高篠1666番地４
破産者　松川　玉貴（旧姓三野）
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和６年（フ）第１０８号
香川県高松市飯田町99番地９　パストラル飯田２号地、前住所香川県善通寺市櫛梨町849番地１
破産者　氏家　　亮
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和６年（フ）第７８号
福岡県飯塚市川津256番地１　フラット２古賀18、開始決定時の住所福岡県飯塚市菰田115番地72
破産者　田中　友広
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和６年（フ）第１５６号
大分県臼杵市大字市浜254番地の９
破産者　成松　一輝
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１５６号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目2107番地４
破産者　高見　洋幸
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和６年（フ）第２５５号
秋田市下北手松崎字家ノ前49番地
破産者　柏谷　明宏
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３７５号
神奈川県藤沢市本町３丁目２番18号　ｌｅｆｕａ　ｓｈｏｎａｎ202、開始決定時の住所横浜市中区山田町２番地６　ドミール関内702号室
破産者　梨本　大輔
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６７１号
神奈川県川崎市多摩区堰２丁目９番22号　クロシェット久地　203、開始決定時の住所神奈川県伊勢原市高森1122番地の１　ロイヤルタウン高森Ｃ―302号
破産者　谷川　敏弘
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第７０５号
神奈川県小田原市国府津2364番地　国府津団地４―205
破産者　末宮　和夫
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第１２５号
長野県北安曇郡白馬村大字北城10677番地
破産者　高橋　幸保
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和６年（フ）第３６９号
静岡市葵区瀬名６丁目26番15号
破産者　秋本　利夫
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第４２６号
静岡市清水区三保37番地の２　アイランドエンドウ戸建１
破産者　野田　　実
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第５４４号
愛知県豊田市栄町５丁目12番地５　ザ・ハウス栄町204号
破産者　Ｃｅｎｔｐｅｌこと　加藤　清晴
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第５５９号
愛知県豊田市月見町２丁目６番地６　ＧＲＡＮＤ　Ｄ－ｒｏｏｍ月見203、開始決定時の住所愛知県豊田市元城町２丁目54番地３　レオパレスクレイノバローネ元城203号
破産者　栗西　純也
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第５７３号
愛知県知立市昭和１丁目２番地９　ハイツはっぴいべあ103号、前住所浜松市中央区上浅田２丁目２番７号　モンブランマンション－３Ｃ
破産者　日本酒バル無一物こと　滑　　悟司
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第５７６号
愛知県知立市牛田町小深田９番地１　レオパレス青雲106号
破産者　横山　　輝
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第５８０号
愛知県豊田市陣中町１丁目18番地７　マンション一光１Ｂ号
破産者　髙橋　誠一
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第５２号
滋賀県長浜市神照町879番地３
破産者　Ｉｎｔｅｒｉｏｒ　ＩＷＡＴＡこと　岩田　穂積
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和６年（フ）第３１６０号
大阪市中央区松屋町住吉６番９号　502
破産者　秋本　　光
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２２２号
兵庫県明石市西明石東町13番地の６　ビギン鳥羽104号
破産者　生活向上舎こと　林　　聡
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和６年（フ）第３８号
兵庫県豊岡市出石町上村1368番地
破産者　藤崎　靖幸
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和６年（フ）第１３９号
鳥取県鳥取市富安２丁目45番地、旧住所鳥取県鳥取市瓦町358番地　ネオハイツ鳥取703号
破産者　畑中　弘子
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３０号
徳島県阿南市津乃峰町戎山121番地７　コテージツインＢ号室
破産者　宮本　直樹
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

令和５年（フ）第５２号
香川県観音寺市豊浜町和田甲116番地17
破産者　竹下　　登
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和６年（フ）第４５５号
宮崎市潮見町60番地１　コーポ浜田105号
破産者　布施　和雄
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和６年（フ）第２４０号
愛知県蒲郡市栄町16番３号　ジラ・ソーレ201
破産者　小松　　薫
1　決定年月日　令和７年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第２００号
長崎県佐世保市桜木町17番11号
破産者　樋渡　　敦
1　決定年月日　令和７年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和６年（フ）第１５０５号
さいたま市大宮区大門町３丁目150番地１　カーサソラール大門103号
破産者　徐　　東奭
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１９４６号
埼玉県上尾市中妻３丁目２番地１　ミヤシタマンション406
破産者　小林　順子
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２０４２号
埼玉県川口市芝塚原１丁目７番４号　ＭＲＡ芝塚原102号
破産者　青木　武治
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第３３５号
山梨県甲府市住吉４丁目20番20号
破産者　小澤　規郎
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３３６号
山梨県甲府市住吉４丁目20番20号
破産者　小澤　美絵
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和５年（フ）第２１６号
岐阜市茜部菱野１丁目48番地　（岐阜南中駒ビル305号）、（開始決定時の住所）岐阜市茜部菱野１丁目48番地　岐阜南中駒ビル２階204号室、前々住所滋賀県米原市野一色1150番地７
破産者　國友　靖行
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第３１号
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目７―17―205ハイツ歓喜Ａ、住民票上の住所奈良県大和高田市大字野口125番地８
破産者　梅島　照夫
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第１７３号
福岡県小郡市小板井310番地２　ロフティ小郡駅前805号
破産者　田中　裕樹
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第２８９号
福岡県うきは市浮羽町小塩2556番地
破産者　高浪　久嗣
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第１９５５号
札幌市中央区南19条西15丁目３番15―605号
破産者　渡辺由紀子
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第３８号
宮城県登米市中田町浅水字鮎川田61番地１
破産者　佐々木信幸
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和６年（フ）第３９号
宮城県登米市南方町松島屋敷37番地
破産者　長埜　　拓
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和６年（フ）第３０号
福島県相馬市石上字南蛯沢543番地の４
破産者　大泉　　司
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和６年（フ）第３３号
福島県南相馬市原町区国見町２丁目125番地の１　フローベル国見　Ｄ202、従前の住所福島県南相馬市原町区国見町２丁目125番地の１　フローベル国見　Ａ203
破産者　只野　信斗
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和６年（フ）第４１５号
茨城県鉾田市子生840番地36　コーポ葉秋台２号
破産者　極本　永寿
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和６年（フ）第４３２号
茨城県ひたちなか市東大島３丁目18番７号
破産者　川上　昌康
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和６年（フ）第４４１号
茨城県水戸市見川３丁目983番地の２　カーサＲ・Ｔ　Ａ棟203号
破産者　広瀬　具視
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和６年（フ）第４６４号
茨城県ひたちなか市海門町１丁目８番８号
破産者　鴨志田　健
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和４年（フ）第２８０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下579番地１、破産手続開始決定時の住所群馬県沼田市横塚町59番地１
破産者　小池　　翔
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第３８４号
埼玉県深谷市小前田1239番地１　グリーチネＢ104号
破産者　西　　敏希
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和６年（フ）第４１８号
埼玉県大里郡寄居町桜沢2369、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字富田67番地９
破産者　原　　香里（旧姓大舘）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和６年（フ）第２３８５号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地の１　森の里荘８棟410号
破産者　吉留　洋行
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２４１８号
名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師901号
破産者　藤原　洋介
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和３年（フ）第３８７号
大阪市中央区南船場１―12―22―1506号、開始決定時大阪府東大阪市西堤西３番６―506号
破産者　高福　俊明
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和３年（フ）第３８８号
大阪市中央区淡路町３丁目３番２―1404号、開始決定時大阪市西区土佐堀１丁目５番23―508号
破産者　森田　啓二
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第２８６７号
大阪府大東市扇町８―８　トゥーランドット701号室、住民票上の住所大阪府大東市扇町８番８号
破産者　横山　信子（旧姓冨田）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第５５０２号
大阪市中央区南船場１―６―２ファーストフィオーレ心斎橋イーストⅡ301号室、住民票上の住所奈良県大和高田市東三倉堂町11番34号
破産者　水原亜紀こと　ＢＡＥＫ　ＡＨＫＩ　白　　亜紀
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２０６号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番３―502号、前住所大阪市生野区小路東２丁目１番12―803号
破産者　武井　廣門（旧姓野口）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２０７号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番３―502号、前住所大阪市生野区小路東２丁目１番12―803号
破産者　武井　亜希（旧姓格谷・友利）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１２９４号
大阪市西淀川区姫里１丁目17番22号　フジパレス姫里ＥＡＳＴ　303号室
破産者　道野　瑞紀（旧姓宮原）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２０８６号
大阪市淀川区三国本町２丁目18番38号　メゾン三国　403号
破産者　アール・ワンこと　上口　清志
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３３９７号
大阪市平野区加美北１丁目10番19―403号
破産者　原田　幸男
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４２３０号
大阪府守口市寺方元町２丁目５番６―101号
破産者　児玉　末代
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４７３０号
大阪市住之江区浜口西２丁目10番３―203号
破産者　小野田直樹
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５３９１号
大阪府大東市野崎３丁目３番17号、開始決定時大阪府大東市御供田３丁目１番14号
破産者　神田依弘也
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９０８号
大阪市東成区大今里西２丁目６番10号
破産者　日南鋼材商会こと　木村　　隆
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４７１号
大阪府松原市高見の里６丁目10番11号
破産者　大田　　英
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１０９号
堺市東区白鷺町３丁17番22―401号
破産者　吉田　平二
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１３号
鳥取県鳥取市桜谷167―４ハイツＫ205、開始決定時の住所鳥取県鳥取市桜谷167―４ハイツＫ106
破産者　橋本　侑治
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和６年（フ）第６７５号
岡山市中区竹田135番地７　ピープルハウス106
破産者　菱川　浩典
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１４２号
広島市安佐北区可部６丁目９番32―202号
破産者　山田　史也
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第８５４号
広島県廿日市市阿品４丁目１番19号
破産者　福山　亮太
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第９４６号
広島市安佐南区山本新町３丁目９番23号
破産者　Ｆｏｏｔｓａｌｏｎ．Ｕこと　横山　侑子
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１００６号
広島市安佐南区八木１丁目３番８―401号
破産者　エコループこと　尾﨑　慎一
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１０１５号
広島市西区都町13番１―803号
破産者　島村　真一
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２１０号
広島県福山市沖野上町４丁目11番24―302号
破産者　Ａｙ―Ｓａｌｏｎこと　飯堂友季子
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（フ）第７６号
北海道旭川市秋月３条１丁目５番14号
破産者　山村　文治
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１１１号
宮城県石巻市あけぼの３丁目15番地10
破産者　武田　千春
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第１５２号
宮城県石巻市桃生町給人町字東町91番地８
破産者　今野　彩加
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第７１号
秋田県横手市南町15番12号、前住所秋田県横手市南町23番15号　グラナート102号
破産者　松川　　剛
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和６年（フ）第７３号
秋田県横手市南町15番12号
破産者　松川久美子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和６年（フ）第３４号
福島県南相馬市原町区本陣前２丁目76番地の25　グランディオ本陣前Ｂ棟101号室
破産者　熱海　仁希
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和６年（フ）第６９５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼399番地56、旧住所千葉県野田市古布内1493番地１
破産者　知久　茂樹
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和６年（フ）第２１８８号
横浜市鶴見区寛政町27番18号
破産者　池田加代子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２４２号
石川県白山市宮永町59番地３
破産者　宮本　兼佑
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５７９号
静岡県島田市東町2638番地の１
破産者　池谷　快次
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第４１６号
静岡県浜松市中央区早出町946番地の19　ドムス・アミーゴⅡ　101、前住所静岡県浜松市中央区早出町583番地の１　エイプリル早出本館　１－Ｃ
破産者　から壱商店こと　川口　直哉
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第４５４号
静岡県浜松市浜名区小松4235番地の４　コーポ鮎ヶ瀬105
破産者　和田喜美枝
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第３２４号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地21棟401号
破産者　金田義弘こと　金　　義弘
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第１００２号
京都市伏見区向島善阿弥町30番地５　エスペランサ藤川　206
破産者　光野　信夫
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第８７２号
広島市西区草津南１丁目15番14―101号
破産者　見分　昭生
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１０９０号
広島市中区宝町５番28―305号
破産者　佐渡　友里
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第４３号
福岡県筑後市大字熊野1098番地３　県営住宅高銭野団地４棟201号、前住所福岡県筑後市大字熊野1098番地３　県営住宅高銭野団地２棟101号
破産者　大石　敏治
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和６年（フ）第４４号
福岡県筑後市大字熊野1098番地３　県営住宅高銭野団地４棟201号、前住所福岡県八女市新庄1528番地２
破産者　大石キヨ子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和６年（フ）第７１号
福岡県筑後市大字熊野129番地１　サングレープⅢ　104号
破産者　吉田　龍翔
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和５年（フ）第２２５号
埼玉県鴻巣市南１丁目10番20号、開始決定時の住所埼玉県鴻巣市北新宿738番地１　ブライトハウスＫ・Ｈ　Ⅱ　202号室
破産者　丸岡　　章
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和５年（フ）第２２６号
埼玉県鴻巣市吹上本町４丁目15番８号　グリーン茶美恵102、開始決定時の住所埼玉県鴻巣市吹上本町４丁目15番15号
破産者　丸岡　惠子
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和５年（フ）第１５８８号
さいたま市緑区大字下野田390番地１　キャメル浦和美園３Ｂ―103、開始決定時の住所埼玉県川口市大字赤山1233番地
破産者　齊藤　賢司
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１１７号
埼玉県久喜市上内478―２―19―210、住民票上の住所埼玉県白岡市篠津709番地８
破産者　丸山　幸春
1　決定年月日　令和７年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２９４号
埼玉県川口市大字安行領根岸1825番地の９、旧住所埼玉県蕨市塚越７丁目６番４号
破産者　大橋　昭夫
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第４５９号
埼玉県上尾市大字上尾村1269番地１　ビレッジハウス上尾向原３―403、旧住所さいたま市西区大字指扇2398番地186
破産者　北村　　勉（旧姓丸山）
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第５２４号
さいたま市北区東大成町２丁目736番地２　ディオール東大成103、旧住所さいたま市北区別所町43番地６
破産者　阿部　正徳
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第６１５号
埼玉県上尾市原市1010―12、住民票上の住所埼玉県上尾市大字瓦葺674番地18
破産者　早川　鈴樹
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第９５０号
埼玉県上尾市大字地頭方535番地２　パルテンザ101
破産者　齋藤　一太
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第９８９号
さいたま市南区大字太田窪2958番地、旧住所埼玉県川口市前川３丁目15番11号
破産者　阿部　美和
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２０２号
大阪府羽曳野市島泉７丁目10番13―302号、開始決定時の住所奈良県大和高田市旭北町８番35号、前住所三重県北牟婁郡紀北町大原354番地２
破産者　村島　　操
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和５年（フ）第１９４３号
札幌市北区篠路１条４丁目７番12―101号
破産者　小松　且弥
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第７７号
札幌市豊平区美園７条８丁目１番20―401号
破産者　渡辺　賢太
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第９６７号
北海道千歳市自由ケ丘２丁目17番16―202号　コーポ自由ケ丘Ａ棟
破産者　高越　　始
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１１６４号
札幌市豊平区平岸２条４丁目１番２―507号
破産者　小田部　琢
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第５４号
茨城県常陸太田市小島町1563番地
破産者　髙畠　義明
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和６年（フ）第１３４号
茨城県笠間市鯉淵6526番地350　クレールストーン105号室、前住所茨城県水戸市元吉田町1729番地の８
破産者　田島　　圭
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和４年（フ）第２７８号
京都府京都市伏見区瀬戸物町738番地　ゼラフシャン203、破産手続開始決定時の住所群馬県沼田市横塚町1207番地１
破産者　小池　岳仁
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第１２９号
富山県中新川郡立山町横沢48番地
破産者　松原　弥生
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和５年（フ）第２１２５号
名古屋市北区紅雲町40番地、住民票上の住所名古屋市名東区貴船３丁目1401番地の２
破産者　Ｊｏｕｉｒ　ｄｅ　Ｈａｉｒこと　林　智成
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第２４４４号
名古屋市千種区月見坂町２丁目６　マンション月見台203、住民票上の住所愛知県一宮市丹羽字西出30番地
破産者　前田　剛宏
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第４５２０号
神奈川県横浜市港南区上大岡西１丁目15番１－横浜ヘリオスタワー602号、開始決定時大阪市東淀川区小松２丁目13番８号
破産者　沢　　義夫
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第４８０７号
東京都墨田区両国２丁目16番５－401号オーソン両国、開始決定時大阪市浪速区幸町１丁目３番34－1004号
破産者　三澤　裕輝
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第５６５７号
大阪府守口市祝町８番９号　103号室、開始決定時大阪府寝屋川市若葉町９番16号
破産者　福田　嘉之
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３０８号
神戸市兵庫区下沢通８丁目２番２－101号、従前の住所神戸市垂水区福田３丁目１番22－303号
破産者　長谷　拓海
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３６６号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目６番29－202号、従前の住所神戸市垂水区舞多聞西６丁目13番７号
破産者　高村　佳輔
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３６７号
神戸市垂水区名谷町1734番地の423、開始決定時の住所神戸市垂水区舞多聞西６丁目13番７号
破産者　高村　麻夏（旧姓宮本）
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第４号
徳島県美馬市美馬町字滝下20番地１、住民票上の住所徳島県美馬市脇町別所4790番地
破産者　金崎　久江
1　決定年月日　令和７年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

令和６年（フ）第１８３号
青森県むつ市緑町５番３号　緑町団地13－２号
破産者　二本柳　淳
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第６０７号
横浜市保土ケ谷区月見台７番４号
破産者　小林　香穂
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２１２１号
横浜市中区柏葉36番地７　１Ｆ
破産者　坂柳　和子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第４１４号
川崎市川崎区駅前本町24番地２　サンリバーオオモリ　405
破産者　磯部　英之
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第５２９号
川崎市宮前区けやき平１番14－404号　宮前平グリーンハイツ
破産者　野口　健太
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和５年（フ）第３３９号
神奈川県南足柄市塚原1337番地１　パティオＤ202、開始決定時の住所神奈川県南足柄市福泉25番地15
破産者　杉田　　啓
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和５年（フ）第３４０号
神奈川県足柄上郡開成町延沢428番地１、開始決定時の住所神奈川県南足柄市福泉25番地15
破産者　杉田農夫子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第２７９号
神奈川県伊勢原市三ノ宮557番地の１
破産者　小泉　昌彰
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和５年（フ）第１１４号
相模原市南区上鶴間６丁目１番７―207号
破産者　矢戸　晃史
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第１６０号
東京都台東区蔵前２丁目８番８号ソフィア蔵前202号室、住民票上の住所石川県河北郡津幡町北中条３丁目５番地２
破産者　吉田　直樹
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３４９号
静岡県浜松市中央区中野町21番地　ルームミニオンＢ203号
破産者　山中　健一
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第８４号
長崎県長崎市かき道３丁目20番１―604号、開始決定時の住所長崎県長崎市西北町44番１―207号
破産者　山口　政晴
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

令和７年（フ）第２号
長崎県佐世保市相浦町606番地１　特別養護老人ホームあいのうら
破産者　松本　　成
法定代理人成年後見人　丸山　　優
１　決定年月日　令和７年３月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第４号
長崎県佐世保市花高２丁目１番７―301号
破産者　廣瀬　　彰
１　決定年月日　令和７年３月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第５号
長崎県佐世保市松原町100番地３　泉福寺団地Ｂ―１棟702号
破産者　井上　好美
１　決定年月日　令和７年３月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第６号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目23番25号　コーポ森塚２Ｆ右室
破産者　園部　将大
１　決定年月日　令和７年３月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和６年（フ）第５６７号
相模原市南区西大沼２丁目21番23号
破産者　田村　綾果
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第３号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目48番49号ハイツサンモール205号
破産者　佐藤　美幸
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第３７８号
奈良市桂木町10番406号
破産者　大前　圭子
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３８２号
奈良県生駒郡斑鳩町興留１丁目９番50―401号
破産者　垣本　亮子
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３８９号
奈良県大和郡山市九条町695番地２　ラ・クルー九条205号室
破産者　鈴木　直紀
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３９４号
奈良市西登美ヶ丘２丁目15番Ｂ―223号
破産者　池田　　恵
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和６年（フ）第４００号
奈良県大和郡山市馬司町939番地５　マツカサシャルマン１―205
破産者　長谷川　梓
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３号
福岡県久留米市合川町432番地２　フィオレット合川204号
破産者　中山　由紀
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第５号
福岡県久留米市御井町1995番地８
破産者　山田アキエ
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第７０号
鹿児島県出水市黄金町445番地、住民票上の住所鹿児島県出水市西出水町1068番地
破産者　福﨑　昭太
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和６年（フ）第２０２３号
札幌市厚別区上野幌３条５丁目14番15号
破産者　岡　　史香
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２１１３号
札幌市西区西野５条５丁目５番２号
破産者　冨田　隆也
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２１２５号
北海道石狩郡当別町緑町259番地47　ル・パン212号
破産者　石田　　亘
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２１５３号
札幌市豊平区平岸３条９丁目７番１号　平岸３条ハイム203号
破産者　渡部　千浩（旧姓髙須）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２１５４号
札幌市豊平区平岸３条９丁目７番１号　平岸３条ハイム203号
破産者　渡部恵利花
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２２５４号
札幌市豊平区月寒東２条６丁目12番17―201号
破産者　平井美奈子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２２５９号
札幌市東区北39条東16丁目１番18号　ハイツ美香Ｂ203号
破産者　寺尾　早苗（旧姓金打）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２２９７号
札幌市豊平区平岸３条４丁目７番31号　バウハウス202号
破産者　國府　翔也
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４号
北海道北見市朝日町48番地641
破産者　小暮　茉夢
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和６年（フ）第１２５１号
仙台市若林区長喜城字宮浦27番地の５　くつろぎ保養館仙台東、従前の住所宮城県多賀城市東田中２丁目16番１号　エンドーハイツⅡ301号
破産者　稲葉　　勇
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１２７９号
仙台市青葉区中山５丁目１番18号
破産者　栗原　啓輔
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１３１２号
仙台市若林区文化町５番25号　川村アパート206
破産者　菅原　伸幸
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１３２９号
仙台市青葉区霊屋下12番１―122号
破産者　佐々木　徳
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２３号
仙台市青葉区小田原６丁目４番８号　グリーンメゾン宮町108
破産者　石倉久美和
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第４７４号
茨城県水戸市元吉田町1508番地の20　コート元吉田Ｇ棟
破産者　小林　理沙（旧姓井出）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第７号
茨城県常陸太田市常福地町132番地
破産者　関根みかさ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和６年（フ）第１６６７号
さいたま市桜区西堀９丁目23番27号
破産者　境　　明子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２１３７号
さいたま市西区三橋６丁目1776番地９
破産者　林　　夏光
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２１５６号
さいたま市見沼区東大宮３丁目５番地１　大宮砂住宅Ｃ―103
破産者　阿部　信子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５号
さいたま市北区土呂町１丁目44番地14　パームスプリングスＡ棟101
破産者　矢崎　信也
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２４号
埼玉県川口市差間２丁目31番19号　グランドハイツ金子Ｂ　103号、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目40番33―201号　ラ・プランヴェール
破産者　小林　勝美
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２３６号
長野市篠ノ井布施五明493番地２
破産者　小山　奈々
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２９２２号
名古屋市中川区花池町１丁目42　プログレッソ八田401、住民票上の住所岐阜県可児郡御嵩町中1183番地３
破産者　亀谷　心優
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２９７７号
名古屋市東区泉１―20―28　プライムアーバン泉808、住民票上の住所愛知県日進市竹の山５丁目2508番地
破産者　安藤　　楓
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２９７８号
名古屋市北区若鶴町156番地の２　リアライズ若鶴103号
破産者　竹中エバンジリンこと　ＴＡＫＥＮＡＫＡ　ＥＶＡＮＧＥＬＩＮＥ　ＲＡＮＩＬＥ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３００１号
名古屋市中区千代田１丁目１番20号　グリーンハイツ千代田204号
破産者　福田　國治
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３０２５号
名古屋市北区東水切町３丁目40番地の４　エムズガーデン105号
破産者　佐藤　　築
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３０３０号
名古屋市西区名駅３丁目７番４号　プレサンス名古屋駅前プラチナム505号、従前の住所岐阜市池田町１丁目３番地２
破産者　中川　実咲
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３０４０号
名古屋市中村区高道町３丁目３番22号　ライプワン高道１Ｂ号
破産者　原　　保惠
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２号
名古屋市千種区今池５丁目４番５号　新仲田荘404号
破産者　宇佐美友佳子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１１号
名古屋市中川区東起町４丁目80番地の１　クラヴィーアＶ　201号、開始決定時の住所名古屋市港区大西２丁目112番地　クロエ102号
破産者　望月　里英
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１２号
愛知県春日井市押沢台４丁目11番地５
破産者　伊藤　未来
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１７号
愛知県半田市旭町２丁目27番地の15　ＨＡＲＭＯＮＹ半田411号
破産者　齋藤　政司
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２０号
愛知県あま市七宝町沖之島間曽70番地
破産者　杉本　惠美
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５３号
愛知県長久手市岩作高山12番地26　みすずハイツ212号
破産者　阿部　宅男
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６９号
愛知県あま市上萱津矢台47番地　ＳＵＮハイツＫ102号、従前の住所愛知県あま市新居屋八島156番地　メゾンやしま406号
破産者　木戸　幸代
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８８号
愛知県知多郡武豊町字迎戸155番地196
破産者　塚田　千恵
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１０８０号
大阪府大阪狭山市金剛２丁目９番59号
破産者　山岸　希彩
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１０１号
堺市中区小阪84番地１　まごころ荘、開始決定時の住所堺市北区東雲東町２丁２番２－601号
破産者　古賀タケ子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１１３号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番３－507号
破産者　松下貴美代（旧姓久米）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１１５号
堺市東区日置荘西町１丁25番30－301号
破産者　井上　　広
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１３４号
大阪府柏原市法善寺４丁目７番25号、前住所奈良県天理市中町29番地10
破産者　藤本　雅子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１５１号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目14番32号
破産者　中野　真喜
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１６８号
大阪府松原市河合２丁目404番地の６（２棟202号）
破産者　辻本　奈々
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１６９号
堺市南区三原台１丁３番３－1007号、前住所大阪市平野区平野北１丁目10番５－1007号
破産者　中川富美代
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１７１号
大阪府南河内郡太子町大字春日1200番地の１（105号）
破産者　坂東　佑亮
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第５号
堺市西区鳳西町１丁71番地９　ピアコート304号、前住所堺市南区御池台２丁７番５－103号
破産者　薩摩　　昇
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１７号
堺市西区上505番地15　サンハイムカミ103号
破産者　射手矢智子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第４７１号
兵庫県加古川市尾上町長田528番地の104
破産者　上田　　翔
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第６０４号
兵庫県相生市垣内町９番13号　セジュール向山201
破産者　森下　　守
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第６１７号
兵庫県姫路市伊伝居98番地７　マンション藤205
破産者　涼笠　穂波（旧姓池田）
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第６２３号
兵庫県姫路市御立西１丁目２番３号　リトルフォレスト御立ⅡＡ－103、従前の住所兵庫県姫路市西今宿８丁目１番29号　さくらＢ－205
破産者　河村　智次
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第６２７号
兵庫県姫路市林田町六九谷114番地１
破産者　三村　智子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第６３５号
兵庫県姫路市国府寺町16番地　フジビル３階304号、従前の住所兵庫県姫路市伊伝居67番地４　メゾン馬場先Ａ404
破産者　水谷　豊広
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第６７０号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番２―103号
破産者　峰　佐由美
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第７号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番１―408号
破産者　久保田和美
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第２５０号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾633番地の４
破産者　藤原　健二
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第２８５号
奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕1630番地の１
破産者　樋口　勝幸
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第３０８号
奈良県磯城郡田原本町大字千代64番地の１
破産者　本城　慶子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第１６１号
鳥取県鳥取市大杙199番地５　大杙アパート103号、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下1077番地　アメニティハイムＬＲ105号
破産者　尾崎　楯夫
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１０２６号
広島市南区皆実町４丁目10番５―203号
破産者　野村　和弘
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２８０号
広島県福山市水呑町161番地43
破産者　豊山　義理
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（フ）第２８９号
広島県福山市東深津町五丁目16番15号
破産者　ＧＲＩＶＥこと　瀬良つぐみ
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（フ）第３０４号
広島県神石郡神石高原町井関2742番地70、開始決定時の住所広島県福山市川口町３丁目２番６号　Ｂ101（旧住所）広島県神石郡神石高原町井関2742番地70
破産者　ｍｏｃａ　ｈａｎｄｍａｄｅことおばんざいスナック縁こと　三好　亜衣
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第４号
広島県福山市山手町５丁目27番６号　101
破産者　荻窪　照子
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第７号
長崎県佐世保市桜木町669　市営住宅１号605号　黒川方、住民票上の住所広島県東広島市志和町冠2801番地１
破産者　岩永　光弘
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第８号
長崎県佐世保市松山町542番地５、前住所長崎県佐世保市祇園町14番14号
破産者　永田みゆき
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和６年（フ）第９９号
北海道室蘭市本輪西町５丁目13番２号
破産者　石川　政彦
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和６年（フ）第１０７号
北海道小樽市最上１丁目５番14号　ひまわりハイツ２号棟２Ｆ左
破産者　石原　和枝
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和６年（フ）第１０８号
北海道小樽市新光２丁目19番25―104号　クリサンセマム
破産者　石原　　誠
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和６年（フ）第１１０号
北海道小樽市塩谷１丁目11番238号　塩谷Ｃ住宅2568
破産者　皆川　友美
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和６年（フ）第２４６号
釧路市大楽毛４丁目３番14号
破産者　高橋　雄治
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３２３号
青森市大字横内字亀井57番地
破産者　三上　佳子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３３４号
青森県むつ市大湊新町35番38号　新町アパート１号、旧住所青森県むつ市中央２丁目24番34号
破産者　近江　涼太
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３３５号
青森市大字大野字前田68番地68
破産者　坂井　寛孝
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２号
青森県青森市浪岡大字王余魚沢字北村元59番地３
破産者　山口　勝彦
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和６年（フ）第１５０号
青森県八戸市小中野６丁目21番21号　２号
破産者　松長　春美
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第１５７号
青森県八戸市根城１丁目35番８号　コーポやまだＣ―２
破産者　村岡　ゑく
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第１６１号
青森県八戸市白銀台５丁目３番地３　白銀台戸建１号室
破産者　関　サツ子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第１６２号
青森県八戸市青葉２丁目15番16号　パティオ青葉202
破産者　吉田　直子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第２号
青森県三戸郡階上町蒼前東３丁目２番地15
破産者　細越千鶴子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第１４１号
宮城県大崎市古川大宮６丁目５番６号　グランデール大宮Ｃ棟101号、従前の住所宮城県大崎市古川大宮６丁目８番６号　エルミーナＡ棟201号
破産者　早坂　　萌
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和６年（フ）第１６４号
宮城県東松島市矢本字二反走338番地15、前住所宮城県石巻市さくら町２丁目16番地５
破産者　阿部　まり
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第１６７号
宮城県東松島市小松字上砂利田249番地２
破産者　図師麻衣子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第１７１号
宮城県東松島市大曲字横沼124番地６　サンガーデン丸菱103
破産者　小林　幸代
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第１６１号
山形市中桜田２丁目１番５－305号　ライフステージウイング
破産者　山口　直樹
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８号
福島県郡山市田村町金屋字新家15番地の２ポポロⅣ205号
破産者　小野寺孝治
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第５号
茨城県稲敷郡阿見町大字島津1883番地10
破産者　石塚　興直
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第１１号
茨城県石岡市国府４丁目１番25号　今川住宅
破産者　櫻井　京子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第１３号
茨城県つくばみらい市上平柳1134番地４
破産者　嶺石みゆき
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（フ）第１８２６号
東京都国立市東４丁目３番地の８　国立タウンハウスＡ－101
破産者　田島　　淳
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１８３２号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1947番地１フレグランスシゲルＢ－102
破産者　石岡身知子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１９６３号
東京都町田市金森東３丁目７番５－104号
破産者　内藤　まゆ
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１９９９号
東京都稲城市向陽台４丁目５番地多摩ニュータウン向陽台団地３－1006
破産者　穴澤　豊子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２０５１号
東京都昭島市拝島町３丁目３番23号
破産者　今井　結貴
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２１８５号
東京都国分寺市日吉町２丁目34番地８千里103
破産者　飯田　れみ
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２１８９号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目24番地２メモリーハイム猪俣202号
破産者　土門　優太
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２１９９号
東京都西東京市向台町１丁目15番５号志賀コーポ202号
破産者　三浦　衣絵
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２２１２号
東京都国分寺市東元町１丁目28番20号シャローム東元町201
破産者　大城　実沙
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２２３９号
東京都立川市砂川町３丁目44番地の４ガーデンヒルズ武蔵砂川301号
破産者　淺井　大作
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２２５０号
東京都府中市浅間町３丁目８番地の10浅間ハイツ103
破産者　中村　太一
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２号
東京都八王子市小宮町987番地２
破産者　小泉　祐史
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６号
東京都八王子市石川町413番地サンアベニューリヴァトン307号
破産者　小峰　孝司
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１７号
東京都日野市日野台５丁目３番地の１メゾン・ド・ノア日野台205
破産者　井滝　和子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２６号
東京都八王子市下柚木545番地１ピークサイド102号
破産者　武川　勝彦
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３３号
東京都立川市柏町４丁目61番地の４メゾンルミエール106号
破産者　村松　裕子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１１５５号
横浜市金沢区谷津町352番地７　301
破産者　鈴木　貴美
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１６０５号
横浜市南区永田東２丁目26番５号　アテナータ102
破産者　入内嶋勇介
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２２５２号
横浜市都筑区仲町台１丁目14番20―203号
破産者　川田沙奈江
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２４８３号
横浜市泉区和泉中央南５丁目24番28号　ドミール201号
破産者　田口可南子（旧姓幸坂）
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２５７７号
横浜市南区別所３丁目25番９号　ホワイトハイツ202
破産者　利川美和こと　徐　　美和
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２７３４号
横浜市南区高根町３丁目18番地８　メゾンド・ポワリエ1003
破産者　工藤　敏子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２８０３号
神奈川県藤沢市辻堂４丁目３番22号　丸山アパート101号
破産者　市島　聖一
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２８３４号
横浜市西区浅間町５丁目387番地１　ＴＯＰ天王町504号
破産者　近藤　浩司
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２８４０号
横浜市旭区本宿町２番地25　ミュール鶴ヶ峰103
破産者　大沢　将太
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２９１０号
埼玉県越谷市花田２丁目17番地11　レオパレスＨＡＮＡＴＡ108、申立時の住所横浜市鶴見区鶴見中央４丁目９番17―521号
破産者　椙岡　勇大
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３０１４号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地36棟404号
破産者　最上　利雄
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３０１５号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地36棟404号
破産者　最上　惠子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３０７６号
横浜市磯子区栗木２丁目６番33号　ハイツ松原５―103号
破産者　稲葉　和美
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３０８４号
横浜市中区西竹之丸24番地　おぐにＭ　Ｂ―１号室
破産者　高宮　秀明
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１号
神奈川県鎌倉市大船６丁目５番32号　コーポマキ203
破産者　鈴村　忠史
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４４号
横浜市戸塚区上倉田町112番地12　フェリーズコート戸塚201号
破産者　佐藤富美江
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５７号
神奈川県大和市福田４丁目21番地10　トップヒルＢ101
破産者　川井けさよ
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６８号
横浜市中区初音町３丁目63番地３　Ｂ　ＣＩＴＹ　ＹＯＫＯＨＡＭＡ701号室
破産者　山内　瑞樹
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第７９１号
川崎市中原区新城中町18番10―507号　スカイハイツ
破産者　水谷　樹一
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第７９２号
川崎市中原区新城中町18番10―507号　スカイハイツ
破産者　水谷　美咲
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第６６５号
相模原市南区相模大野５丁目３番２号　ＧＲＡＮ　ＶＡＬＵＥ　102
破産者　本多　沙樹
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第６７０号
相模原市緑区二本松４丁目17番45号　アネックスガーデンウエストウィング202
破産者　齋藤　享子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１５号
相模原市中央区田名6130番地１　コーポカナイ202
破産者　前田　幸香
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第４１２号
新潟市東区中山１丁目６番22号　ハイツ北沢302号
破産者　青木美代子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４６３号
新潟市中央区本馬越１丁目８番１号　コーポアトリエＢ12号、前住所宮城県仙台市太白区秋保町湯元字畑３番地の４　ホテル瑞鳳女子寮426
破産者　山本　彩子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５０２号
新潟市東区牡丹山４丁目５番22号　シエロアズル103号
破産者　齋藤冨士子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１６２号
富山県射水市鏡宮656番地１　グローバル３－306、前住所富山県高岡市石瀬472番地２　メゾンビューⅡ　101号
破産者　菊池紫穂乃
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和６年（フ）第３５９号
金沢市常盤町19番地、住民票上の住所新潟県燕市吉田下中野3511番地
破産者　丸山　良江
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３５号
石川県七尾市和倉町２部１番地74　第７コーポみほ　106号
破産者　川村　貴純
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

令和６年（フ）第４２９号
岐阜市加野１丁目27番11号
破産者　大橋　　誠
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４３１号
岐阜県各務原市蘇原瑞雲町４丁目４番地１（シャトー瑞雲　Ａ－１）、前住所岐阜県各務原市三井北町３丁目10番地（ハイネスＮＡＫＡ　302）
破産者　中野　友哉
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４８７号
岐阜市六条南３丁目９番16－106号　（シェトワ六条）
破産者　舟橋　龍憧
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４９１号
岐阜市粟野東５－４　愛の家グループホーム岐阜、住民票上の住所岐阜市上加納山4715番地41（梅林団地　２号棟　302号室）
破産者　成瀬　廣雄
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４９７号
岐阜県各務原市鵜沼大伊木町４丁目202番地５
破産者　山田　千聖
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４９９号
岐阜市領下５丁目54番地　（ＭＡＩＳＯＮＥＴＴＥ飯沼　102号室）、前住所岐阜市幸ノ町２丁目10番地　（グランシャリオン　401号室）
破産者　横山　彩香
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第５０５号
岐阜市柳津町丸野５丁目35番地１
破産者　中野　麗菜
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第１２３号
岐阜県安八郡安八町大明神332番地
破産者　田中　利沙
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和６年（フ）第１３１号
岐阜県海津市海津町馬目373番地１　メゾンリーシュ102号
破産者　古橋千代子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和６年（フ）第３２８号
愛知県一宮市多加木４丁目30番45号　エクレール１Ｂ
破産者　小林　顯騎
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第３３５号
愛知県稲沢市奥田堀畑町150番地　ミルトⅡ202
破産者　杉山　金三
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第３３８号
埼玉県川口市大字伊刈800番地パラッツオＫ101号、前住所愛知県一宮市明地字藤之棚116番地
破産者　松本　将平
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第２０６号
三重県津市河辺町3077番地４
破産者　小倉多惠子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３号
三重県津市一身田平野362番地１　みのり苑106
破産者　鈴木　　幸
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３４６号
三重県桑名市大字東方1400番地７
破産者　佐々木智子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第４号
三重県四日市市平町９番８－404号　藤和シティコープ富洲原
破産者　豊田なが子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第１５号
三重県志摩市志摩町片田110番地１
破産者　丸川　竜也
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和６年（フ）第７３号
三重県度会郡度会町上久具247番地
破産者　中村　　孝
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和６年（フ）第５６９７号
大阪市住之江区西住之江３丁目２番17号
破産者　難波　輝男
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５６９８号
大阪市住之江区西住之江３丁目２番17号
破産者　難波　冷子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８３３号
大阪府摂津市千里丘１丁目４番14―402号
破産者　堀田　玄陽
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８５５号
大阪府寝屋川市対馬江西町19―18　シャロムＭＩＹＡＫＯ　301号、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田１丁目12番14号　(303号)
破産者　米満加奈子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９６１号
大阪府守口市滝井元町１丁目４番27―701号
破産者　山本　健二
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６００４号
大阪市浪速区恵美須西３丁目13番25―603号
破産者　西村　博
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０２６号
大阪市西成区中開２丁目２番22―110号
破産者　廣　庄司
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０６３号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番28―507号
破産者　大淵恵美子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０７０号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目31番３―305号
破産者　永崎　桂（旧姓新井）
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０９０号
大阪市生野区田島６丁目15番18号　森本商事第３ビル410号
破産者　井上　経晴（旧姓北村）
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１００号
大阪府守口市金下町２丁目３番７―802号、前住所大阪府守口市滝井元町２丁目１番10―103号
破産者　南　宗典
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１０２号
大阪府寝屋川市平池町10番４号
破産者　内藤みどり
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１２５号
大阪市東成区大今里南１丁目２番18―403号
破産者　柴田　大輔
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６２２０号
大阪市城東区今福南４丁目６番26―710号
破産者　福島　節子
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６２６１号
大阪市東住吉区山坂１丁目11番18―108号
破産者　田村　遼太
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６号
大阪府吹田市岸部南２丁目31番１号
破産者　柴土　和彦
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５号
大阪市西淀川区御幣島１丁目９番17号　兼頭マンション203号
破産者　小野　孝浩
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１号
兵庫県加古川市加古川町中津584番地の13
破産者　藤本　義久
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第５号
鳥取県鳥取市杉崎601番地２　グリーンハイツ杉崎204号
破産者　山田　愛美
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１号
鳥取県米子市錦町２丁目195番地
破産者　大川　眞紀
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第３号
鳥取県西伯郡大山町高田1089番地３　上福団地12号
破産者　山下　睦美
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和６年（フ）第１７９号
松江市西川津町4025番地　コーポサンライズ202号室
破産者　地頭薗孝二
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１８２号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋1186番地14　三刀屋第２団地　Ｂ号棟102号室、住民票上の前住所島根県雲南市三刀屋町三刀屋479番地８ヘッドＡ　203号
破産者　錦織　亜紀（旧姓宮本・原）
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２号
松江市黒田町73番地１　エルディムＭＹ203
破産者　青山　海斗
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和６年（フ）第６２３号
岡山県倉敷市児島味野６丁目６番41号
破産者　金本　学
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６８９号
岡山県倉敷市児島小川町3685、住民票上の住所岡山市南区富浜町３番25号　プレアール富浜106号
破産者　志賀　則之
1　決定年月日　令和７年３月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第７１１号
岡山市中区西川原１丁目８番10－５号　アネックスあゆみ北棟102号室、旧住所兵庫県姫路市塩町118番地　インタービレッジ塩町304
破産者　齋藤　洋子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第７２８号
岡山市北区辰巳38番地122
破産者　**菰**口　奈実
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第７３１号
岡山市北区花尻みどり町６番地107　ベール花尻Ⅱ101号室
破産者　下岡　義明
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第７４０号
岡山市北区東古松488番地２　東古松コーポ106
破産者　山崎　峯一
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３４７号
岡山県倉敷市茶屋町1585番地９、転居前の住所岡山県倉敷市徳芳1001番地２
破産者　石川　和弥
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第３８２号
岡山県倉敷市黒崎296番地２　レジデンスマキノ203号室
破産者　佐々野大志
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第３９６号
岡山県井原市笹賀町358番地１　コーポリーベ103号
破産者　髙橋　　蓮
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第４０５号
岡山県浅口郡里庄町大字里見7670番地
破産者　河合　和惠
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第４０９号
岡山県倉敷市粒江団地１番５－１号　市営粒江団地21号、前住所岡山県倉敷市広江７丁目14番２－202号
破産者　長谷川みゆき
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１２号
岡山県倉敷市北畝１丁目３番３号　レオパレス北畝第２－206号
破産者　渡辺　隆弘
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第３０９号
広島県福山市千代田町２丁目16番20号
破産者　櫻井みずき（旧姓西）
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第９号
広島県福山市住吉町４番１号（医療法人社団健照会　住吉ふじい病院）、住民票上の住所広島県福山市鞆町鞆323番地
破産者　川崎　　弘
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（フ）第８０号
徳島県板野郡板野町吹田字奥宮118番地　吹田団地１－３－４、旧住所大阪府堺市南区原山台５丁１番９－207号
破産者　寺田　直隆
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３２５号
徳島県徳島市南二軒屋町神成836番地の46　ハイツｋｉｋｉ102号室
破産者　山﨑　晃代
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１３７号
香川県仲多度郡多度津町幸町２番43－206号
破産者　香川　正希
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和６年（フ）第３４２号
愛媛県松山市千舟町１丁目１番地１　キジヤ千舟ビル605号
破産者　伊藤　陽枝
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３６２号
愛媛県松山市道後樋又１番６号　オレンジコーポ301号
破産者　高橋　　誠
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１号
福岡県大牟田市大字勝立12番地29　コーポさくら　201号
破産者　甘味屋こと　木村　公彦
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和６年（フ）第３８２号
佐賀市兵庫町大字渕2862番地１　Ｃ－309
破産者　樫浦　和枝（旧姓熊倉）
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３８６号
佐賀市大和町大字川上5468番地１
破産者　堀田　恵里
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３８８号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉300番地５　シティハイツＩＮＯＵＥ－Ａ103号
破産者　向井　智義
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３９９号
佐賀県小城市三日月町長神田1865番地11
破産者　山田　真紀
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第１２９号
佐賀県鹿島市大字納富分5916番地
破産者　野中カヨ子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和６年（フ）第１３３号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１　立花市営住宅４－４－23
破産者　小嶋　惠子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第３号
熊本県玉名郡南関町大字関町1256番地、前住所熊本県玉名郡南関町大字関村1083番地２
破産者　仲田　修一
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和６年（フ）第５０８号
宮崎市大島町笹原2018番地　日神パレステージ宮崎401号、前住所福岡県久留米市山川町1351番地１　プレミール101号
破産者　仲村　絢子
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３１０号
沖縄県うるま市字兼箇段1201番地　長田団地Ａ棟302号
破産者　亀谷　　昇
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第３２２号
沖縄県沖縄市園田１丁目４番16号　コーポ園田202
破産者　宮平　達弘
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年（再イ）第３２号
福岡県久留米市津福今町472番地18　ドリーム津福1102号
再生債務者　山内　　凌
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和６年（再イ）第１６５号
さいたま市南区南浦和３丁目37番19棟103号
再生債務者　栗原　秀和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第２１４号
神奈川県茅ヶ崎市ひばりが丘６番31号　グリーン・ヴィラひばりが丘202
再生債務者　渡辺　　努
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第２３７号
神奈川県大和市上草柳177番地48
再生債務者　坪内　裕城
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月24日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第２４８号
横浜市鶴見区馬場１丁目26―14―105（住民票上の住所）埼玉県鴻巣市上谷2447番地12
再生債務者　内田　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第３８号
新潟市南区白根3010番地２
再生債務者　大久保開人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日　　新潟地方裁判所民事部

令和６年（再イ）第１６号
滋賀県米原市顔戸1315番地12
再生債務者　若林　　強
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和６年（再イ）第２０２号
横浜市鶴見区北寺尾６丁目32番49―304号
再生債務者　太田　卓弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第３５号
宮崎市吉村町今村甲4188番地６
再生債務者　吉瀬　　渉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和６年（再イ）第２２号
広島県福山市瀬戸町大字長和1062番地３
再生債務者　渡辺商会こと　渡邉　俊介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（再イ）第１０１号
東京都小金井市貫井南町５丁目13番19号
再生債務者　深澤　裕次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（再イ）第１１２号
東京都東大和市芋窪１丁目2144番地の13
再生債務者　三輪　修平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（再イ）第１１１号
堺市南区宮山台１丁４番29号
再生債務者　池上　周平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和６年（再イ）第６０号
大阪府阪南市箱作2878番地の11
再生債務者　竹中　友哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和６年（再イ）第２８号
京都府福知山市字堀2029番地プラシード第２水内102号（開始決定時の住所）和歌山県伊都郡高野町大字高野山36番地の４ベルメゾン106号
再生債務者　木暮　勇嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（再イ）第３８号
茨城県つくばみらい市板橋1807番地39　メゾン・ド・城山105
再生債務者　長沼　巧大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（再イ）第１２２号
東京都八王子市東浅川町547番地　京王コーポ高尾125号
再生債務者　吉田　　礼
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和５年（再イ）第２８６号
横浜市南区大岡１丁目４番７号
再生債務者　井上　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第２１０号
横浜市保土ケ谷区川辺町２番地３　ライオンズマンション横浜星川204号
再生債務者　川端　秀達
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第３８号
静岡県浜松市浜名区染地台３丁目27番20号
再生債務者　大石　昌樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和６年（再イ）第３２２号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目５番12―403号
再生債務者　吉村まゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第４４号
和歌山県有田市新堂724番地
再生債務者　中長農園こと　成川　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（再イ）第１３号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施456番地１Ｕハイツ天神203号
再生債務者　木船　秀二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日　山口地方裁判所岩国支部

令和６年（再イ）第９号
北海道北見市常盤町３丁目16番18号
再生債務者　杉下友紀博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和６年（再イ）第１０号
北海道北見市高栄東町１丁目５―11
再生債務者　立花　秀和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和６年（再イ）第２２号
千葉県東金市薄島355番地３
再生債務者　小網　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和６年（再イ）第２４４号
横浜市旭区白根６丁目１番23―３号
再生債務者　菊池　孝行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第２２５号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字上山之上64番地
再生債務者　水野　晶仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第８号
滋賀県米原市長沢491番地３
再生債務者　山下　貴博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和６年（再イ）第１９号
滋賀県長浜市南高田町83番地５　ニュー南大荘　２―１号室
再生債務者　橋本　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和６年（再イ）第８号
兵庫県豊岡市寿町９番７号　金時アパート１号
再生債務者　鈴木　汐音
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和６年（再イ）第１６号
宮崎県都城市山之口町富吉1643番地５
再生債務者　黒木　瑠美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日　宮崎地方裁判所都城支部

令和６年（再イ）第４０号
茨城県石岡市山崎2237番地11
再生債務者　新井　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（再イ）第１６１号
千葉市緑区越智町747番地74
再生債務者　片山るみ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再イ）第１９３号
千葉県八千代市八千代台東６丁目６番４号
ライフプラザ八千代台Ｂ―307号
再生債務者　木下　　收
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再イ）第３４号
三重県鈴鹿市桜島町６丁目１番地の５　グロリアＢ棟202
再生債務者　草川　陽子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日　津地方裁判所再生係

令和６年（再イ）第１９号
栃木県那須塩原市新南163番地1037
再生債務者　佐藤　亮太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和６年（再イ）第３１号
栃木県足利市大沼田町1287番地１
再生債務者　角田　龍哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和６年（再イ）第１２号
新潟県上越市大字中田原105番地49
再生債務者　中嶋　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日　新潟地方裁判所高田支部

令和６年（再イ）第２１号
愛知県江南市古知野町宮裏12番地６
再生債務者　宮崎　貴之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年３月26日
名古屋地方裁判所一宮支部

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。
令和７年４月８日
独立行政法人都市再生機構
総務部長　丹　　圭一

1　当該招請の主旨　本業務は、住宅管理系システムに共通で運用管理機能（監視機能、アカウント管理機能、ジョブ管理機能等）を提供する運用管理システムに対して、運用課題に対する改修及び複数システムを効率的に管理するための機能追加を行うものである。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ改修に必要な技術を保有していることが必要である。
　このため、従前から当該システムの開発及び改修を行った特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。
　応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。
　なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。
2　業務概要
⑴　業務名　令和７年度運用管理システムの改修業務
⑵　業務内容　運用管理システムに対する改修業務
⑶　履行期間　契約締結の翌日から令和８年４月30日まで
3　業務目的　住宅管理系システムに共通で運用管理機能を提供する運用管理システムに対して、運用課題に対する改修及び複数システムを効率的に管理するための機能追加を行う。
4　応募要件
⑴　次の者は、応募資格を有しない。
イ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者
ロ　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者
ハ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
ニ　当機構が発注した以下の業務の受注者及びその者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに以下の業務の委託先事業者でないこと。
業務名：令和６年度情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官等業務
受注者：PwCコンサルティング合同会社
⑵　次の要件をすべて満たしている者であること。
イ　令和７・８年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。
ロ　当該業務に関し、仕様書に記述する要求要件をすべて満たしている者であること。
ハ　平成27年度以降に本業務と同種の業務を履行完了した実績を１件以上有すること。同種の業務とは、１つのシステムにおいて、サーバ機器（以下のソフトウェア等が稼動していること。）を使用したシステムの開発または改修をいう。
㈠　ＯＳ：Linux
㈡　認証ソフトウェア：OpenLDAP
㈢　運用管理ソフトウェア：ＪＰ１
㈣　Webサーバ：Cosminexus
⑶　ＩＳＯ／ＩＥＣ27001：2013、ＩＳＯ／ＩＥＣ27001：2022、ＪＩＳ　Ｑ　27001：2014若しくはＪＩＳ　Ｑ　27001：2023に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度の認証を受けていること、又はプライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

⑷　日本国内において機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。
⑸　本公告に示した借入物品を、第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
5　手続等
⑴　担当支社等
〒231―8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１　独立行政法人都市再生機構　総務部情報システム再構築課　電話045―650―0743
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　令和７年４月８日から令和７年４月21日まで⑴記載の担当支社等にて交付
なお、「会社名・会社住所・担当部署・担当者名・担当者の電話番号」を電話及びメールにて連絡の上、依頼する場合には、郵送による交付も可とする。独立行政法人都市再生機構本社　総務部情報システム再構築課　震明　拓実　電話045―650―0743
メール　t-shinmei@ur-net.go.jp
ただし、郵送の場合は、交付依頼日から３営業日以内に当機構から書留郵便にて送付するため、下記⑶の期限に留意の上、郵送による交付を依頼すること。
⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
令和７年４月21日17時00分まで　⑴記載の担当支社等に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）すること。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑶　当機構本社における令和７・８年度独立行政法人都市再生機構　物品購入等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査において認定を受けていない場合も、参加意思確認書を提出することができる。
⑷　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Subject matter of service : Operation management system improvement, 1 set
⑵　Time-limit to express interests : 17 : 00 21 April 2025
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Information System Team, General Affairs Department, Head Office, Urban Renaissance Agency, 6―50―1 Honcho, Nakaku, Yokohama City, Kanagawa pref. 231―8315, Japan TEL 045―650―0743

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、規約型企業年金へ移行することにより、令和７年４月１日をもって解散の認可があったものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
１．基金の名称　三菱化工機企業年金基金
２．事務所の所在地　神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
３．実施事業所の名称及び所在地　三菱化工機株式会社　神奈川県川崎市川崎区、三菱化工機労働組合　神奈川県川崎市川崎区、三菱化工機健康保険組合　神奈川県川崎市川崎区、三菱化工機アドバンス株式会社　神奈川県川崎市幸区、化工機商事株式会社　神奈川県川崎市川崎区、ＭＫＫビジネスプラス株式会社　神奈川県川崎市川崎区
４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第３項の規定に基づき解散の認可があったものとみなされたことによる。
５．解散の認可があったものとみなされた年月日
令和７年４月１日
令和７年４月８日
神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機企業年金基金
理事長　宮本　智成

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行するため、確定給付企業年金法第81条第３項により解散の認可があったものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
１．清算人氏名　渡邊　晃
２．住所　神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
令和７年４月８日
神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機企業年金基金
理事長　宮本　智成

公 示 送 達

鈴木秀二氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。
なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和７年４月８日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。
記
日本弁護士連合会綱紀委員会2024年綱第1183号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
令和７年４月８日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
令和７年４月８日　埼玉県教育委員会
１　氏名、本籍地
高山　慶、長野県
２　免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
高等学校教諭１種免許状（外国語（英語））、埼玉県教育委員会、令和３年３月25日、令２高１種第332号
３　失効年月日　令和７年３月11日
４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当（同法施行規則第74条の２第８号ロ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳、推定年齢60歳代以上
上記の者は、令和７年３月２日午前10時30分頃、千葉県南房総市白浜町4312番地神明神社北西方約580ｍの林道上で、頭蓋骨のみが発見された。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。
令和７年４月８日
千葉県　南房総市長　石井　裕

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢80歳位、性別女性、体格普通、半袖シャツ、長ズボン
上記の者は、令和６年11月４日午後９時35分、江戸川区小松川一丁目５番７―213号セーラ小松川で発見されたものです。
身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。
令和７年４月８日
東京都　江戸川区長　斉藤　猛

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢推定70歳代、性別女性、身長142㎝、体格痩せ型
上記の者は、令和６年９月10日午後１時45分、江戸川区西葛西五丁目８番２―601号ＵＲ都市機構小島町二丁目団地で発見されたものです。
身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。
令和７年４月８日
東京都　江戸川区長　斉藤　猛

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。
令和７年４月８日　徳島県阿波市
１、墳墓等所在地　徳島県阿波市吉野町柿原字植松171―１
１、墳墓等の名称　植松墓地
１、死亡者の本籍及び氏名　不詳
１、改葬を行おうとする者　徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地１　阿波市長　町田　寿人
連絡先　阿波市市民部環境衛生課
電話0883―36―8711

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

北海道帯広市昭和町東五線一一三番地

特定非営利活動法人北海道放射能分析センター

清算人　栗田　律子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

北海道帯広市西十五条南十二丁目一番地四五

株式会社ヒューマンリンクス

代表清算人　富田　友夫

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字明土一四番地三

藤大産業株式会社

代表清算人　佐藤　智恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

仙台市青葉区大町一丁目一番六号

株式会社読売エージェンシー東日本

代表清算人　渡邉　菜美

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

宮城県石巻市錦町五番五号

一般社団法人シャロームいしのまき

代表清算人　向谷地生良

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

山形県米沢市古志田町二七八二番地の二

有限会社桜建設

清算人　二宮　春雄

解散公告

当社は、令和七年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

山形市香澄町一丁目四番五号

有限会社イノキ

清算人　木村　徳太

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

福島県河沼郡会津坂下町字沼田甲一八九二番地

笠間商事有限会社

清算人　笠間　一郎

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

福島県いわき市錦町上中田一八七―七

株式会社川中組

代表清算人　川中佳世子

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

茨城県つくば市蓮沼一三四八番地一

S&P株式会社

代表清算人　鴻巣　勝男

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

栃木県下都賀郡壬生町大字国谷二三〇〇番地

一般財団法人壬生町施設振興公社

代表清算人　落合　広美

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

埼玉県所沢市東所沢五丁目一番地の八メイツ東所沢駅前六〇五

合同会社トップギヤコンサルティング

代表清算人　沼尻　洋一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

埼玉県比企郡川島町大字下伊草一六四番地二

株式会社片山製作所

代表清算人　片山　幸雄

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

埼玉県吉川市大字中井字小松川一四番地一

ミナト化学工業所株式会社

代表清算人　山口　繁雄

解散公告

当社は、令和七年二月十二日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

埼玉県朝霞市根岸台七丁目二〇番三五号アランフェスⅡF号室

株式会社Kino's

代表清算人　小泉　悦史

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

千葉県茂原市六ツ野三三七九番地四

協立技研株式会社

代表清算人　大森　一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号
シルスフィア会計事務所内
株式会社Ｆｉｒｓｔ　Ｃｈｉｌｄ
代表清算人　洪　辰圭

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号
シルスフィア会計事務所内
合同会社ＳＰＣ１
清算人　洪　辰圭

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号
シルスフィア会計事務所内
合同会社ＳＰＣ３
清算人　洪　辰圭

解散公告

当社は、令和七年三月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号
津軽ＡＨ合同会社
清算人　髙田　裕之

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区六本木五丁目一五番二一―六〇一号
株式会社WE Associates
代表清算人　南　瑛一郎

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都目黒区鷹番一―一〇―一
グロークス合同会社
清算人　阪本　安廣

解散公告

当社は、令和七年四月七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
名古屋プロパティー特定目的会社
代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日付けの社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
名古屋一般社団法人
代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都渋谷区本町一丁目四〇番五号
昭光産業株式会社
代表清算人　松村　昭男

解散公告

当社は、令和七年二月二十日総社員の同意より解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都中央区東日本橋二丁目二五番四号
ｍａｐ　ｏｎ　ｓｔａｇｅ合同会社
清算人　豊田　風佑

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都江戸川区南篠崎町二丁目三七番一七―九〇三号ローレルコート瑞江パークステージ
有限会社プラス・１
清算人　伊藤　宏

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都板橋区中丸町一一番二号
有限会社ビアデル
清算人　中屋　一裕

解散公告

当法人は、令和七年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都千代田区二番町一番地番町ハイム二三九号室
特定非営利活動法人双牛舎
清算人　大澤水紀雄

解散公告

当社は、令和七年三月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都青梅市本町一二一番地の一サンレイ青梅八〇二号
合同会社アイジャパン
清算人　落合　英樹

解散公告

当社は令和七年三月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都新宿区西新宿八丁目一一番一〇号星野ビル三Ｆ
スミテクノロジー株式会社
代表清算人　原山　茂三

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都中野区東中野一丁目三五番四号
有限会社東中野音楽学院
清算人　佐々木信雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都渋谷区宇田川町三七番一一号

株式会社オーディオファクトリー

代表清算人　小林　乙三

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号赤坂モートサイド一二〇一号

公益財団法人山路ふみ子文化財団

代表清算人　佐藤　善次

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇—二〇一号

一般社団法人シアトル

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都東大和市高木二丁目一八七番地の四

特定非営利活動法人東京社会学インスティチュート

清算人　西原　和久

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇—二〇一号

プラチナホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇—二〇一号

プラチナホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区赤坂二丁目二一番四号

合同会社とは

清算人　山田　颯

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区赤坂六丁目一〇番六号

イワケン合同会社

清算人　岩田健太郎

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目二五番二号

合同会社ペンタス

清算人　川野　浩

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区新橋三丁目一一番八号オーイズミ新橋第２ビル四Ｆ

ＴＳ株式会社

代表清算人　宮崎　誠司

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都練馬区早宮一丁目二二番八号

特定非営利活動法人ＬＩＮＥ

清算人　竜崎　崇和

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

川崎市宮前区鷺沼一丁目一八番地一一

有限会社太陽ハーベスト

清算人　内田　明

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

神奈川県横須賀市小川町二四番地

有限会社スリーエイ

清算人　笹岡　初惠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

新潟県佐渡市新穂潟上甲一二番地一

株式会社ホンマライス

代表清算人　本間　進

解散公告

当組合は、令和七年三月二十一日開催の臨時総会の決議により同年同月三十一日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

石川県加賀市大聖寺菅生口二一番地の五

加賀市撚糸協同組合

代表清算人　清水　健治

解散公告

当社は、令和七年三月十三日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

石川県七尾市和倉町ワ部二番地四

株式会社ニュー青海荘

代表清算人　高橋　和夫

解散公告

当社は、平成二十二年二月三日午前九時付破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年一月八日、福井地方裁判所武生支部（令和六年（ヒ）第二号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

福井県越前市芝原三丁目六番二八号
浜崎建設株式会社
代表清算人　弁護士　八木　宏
連絡先　福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館八階　九頭竜法律事務所

解散公告

当社は、令和七年三月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

愛知県名古屋市東区筒井二丁目一一番二四号
株式会社メルロー
代表清算人　山野　元久

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

愛知県知多郡南知多町大字山海字高座三八番地の三
株式会社石理組
代表清算人　竹内　幸徳

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

愛知県長久手市前熊下田一七〇番地
株式会社長久手温泉
代表清算人　佐藤　有美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

愛知県名古屋市西区名駅二丁目四番三号
ＬＬＡ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ合同会社
清算人　長谷川貴大

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

名古屋市中区丸の内二丁目一四番一八号
株式会社丸安
代表清算人　淺井　由夏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

愛知県知多郡美浜町大字北方字東側五三―一
株式会社ブログリッジ
清算人　滝澤　義人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

三重県三重郡菰野町大字宿野七八番地
有限会社前川工業
清算人　前川　昭彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

京都市右京区太秦上刑部町一六番地
株式会社高本管工
代表清算人　高本　友美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

大阪市西区北堀江二丁目二番二七号
株式会社クリスタル・クロス
代表清算人　山崎　敦史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

大阪府高槻市城南町一丁目四番六号
合同会社ルースデエスペランサ
清算人　宮田　敦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

大阪府守口市寺方錦通一丁目一〇番一二号
株式会社オリオン
代表清算人　神原　浩一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

大阪市東成区東小橋一丁目一八番一七号
株式会社中央国際旅行
下村ビル
代表清算人　森本　和枝

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

大阪府豊中市玉井町一丁目三番二六号
有限会社宇賀神
清算人　宇賀神京子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

大阪府守口市大久保町三丁目一三番一七号
幸板金工業有限会社
清算人　梶岡　幸治

会社設立のお知らせ

令和七年三月七日三重県法務局にて設立登記を完了しカノショー株式会社がここに発足しましたのでお知らせします。

令和七年四月八日

三重県桑名市長島町福豊三六番地
カノショー株式会社
代表取締役　孔　祥軍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

大阪市西区立売堀一丁目六番一三号南本町天祥ビル二号館二〇九室　浩恩株式会社

代表清算人　ブンショウェイ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

大阪市東成区大今里南四丁目六番一三号

有限会社ヤマハチ製作所

清算人　川島　充博

解散公告

当社は、令和七年二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

兵庫県西宮市満池谷町八―三一―三〇四

株式会社ＤＫＦ

代表清算人　土井　智之

解散公告

当法人は、令和七年三月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

兵庫県芦屋市業平町五番二〇号

一般社団法人調剤薬局運営研究会

代表清算人　薩摩　嘉則

解散公告

当社は、令和七年三月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

鳥取県鳥取市立川町四丁目一八番地一

一般社団法人立川森林造林組合

清算人　村尾　嘉昭

解散公告

当法人は、令和七年三月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

島根県出雲市今市町六一四番地

特定非営利活動法人シャーネ・エレーテ

今市　清算人　福間　正純

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

岡山県浅口郡里庄町大字新庄グリーンクレスト二六番地の一四　有限会社石田建築

清算人　石田　伸史

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

岡山県倉敷市児島下の町六丁目五番二七号

中島電気有限会社

清算人　中嶋　利佳

解散公告

当社は、令和七年三月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

山口県下関市菊川町大字上保木二六七番地

有限会社広栄電機工業所

清算人　廣重　和子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

香川県観音寺市古川町四九一番地三

有限会社ユーキシステム

清算人　篠原　清美

解散公告

当社は、令和五年六月三十日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

愛媛県松山市太山寺町九七〇番地

助六食品株式会社

代表清算人　山本　勇

解散公告

当社は、令和七年三月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

福岡県宗像市日の里五丁目四番地二〇

有限会社食歓館

清算人　中垣満里子

解散公告

当法人は、令和七年一月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

福岡県糟屋郡新宮町上府北二丁目一四番八号

ＮＰＯ法人福岡療育支援センターいちばん星　清算人　平田　孝子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

福岡市中央区大名二丁目四番三五号

株式会社アントラークアソシエイツ

代表清算人　白根　雅喜

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

北九州市八幡西区千代二丁目二三番一〇号

有限会社千代総合サービス

清算人　荒木　悟

第２期決算公告　令和７年４月８日

仙台市青葉区みやぎ台三丁目31番11号

株式会社安部ボーリング

代表取締役　菅原　淳

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,505
	固定資産	1,035
	繰延資産	3,549
	合計	25,089
負債及び純資産の部	流動負債	8,582
	株主資本	16,507
	資本金	9,000
	資本剰余金	4,500
	資本準備金	4,500
	利益剰余金	3,007
	その他利益剰余金	3,007
	（うち当期純利益）	(3,022)
	合計	25,089

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

熊本県宇城市松橋町久具一七二二番地

ＮＰＯ法人宇城市環境保全隊

清算人　小篠　武明

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

宮崎県都城市安久町四七四二番地一

江夏食品株式会社

代表清算人　谷口　智子

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

宮崎県都城市高城町大井手二一七九番地二

有限会社南州農園

清算人　谷口　智子

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二七八番地

ＲＩＮＴＯ企画合同会社

清算人　嘉手苅林俊

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

沖縄県南城市佐敷字手登根六六八番地の六

有限会社オリジン物産

清算人　大湾　政吉

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

東京都港区白金台三丁目一六番一六号

医療法人社団白明会

清算人　古野百合子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

山梨県甲府市下飯田町五五三番地

宗教法人心霊界教団深澤教会

清算人　弁護士　松本　成輔

連絡先　山梨県甲府市相生一丁目一番五号

甲府西川ビル二階

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議（同日付長野県知事解散認可）により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

長野県上伊那郡宮田村三五九八番地三

医療法人斉藤診療所

清算人　齋藤みち子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

宮崎県都城市小松原町一一六一番地の三

医療法人誠心会

清算人　政所　紀子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十一日旭川地方裁判所の解散を命ずる決定の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

北海道旭川市永山町十六丁目四二番地の二

宗教法人神道大教上川中教会

清算人　青山　和志

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

千葉県市原市瀬又九六二番地の三三

誉田第二造成地等共有施設団地管理組合

法人

清算人　岡田　繁

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

石川県白山市向島町四九三番地三

農事組合法人松南園芸組合

清算人　北　芳徳

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

三重県鈴鹿市飯野寺家町五八番地の一

医療法人徳徳会

清算人　廣瀬　和徳

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年二月二十一日奈良県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月八日

奈良県磯城郡田原本町一六〇番の二

田原本駅南地区市街地再開発組合

代表清算人　寺井　孝雄

第43期決算公告

令和７年３月21日

秋田県秋田市土崎港西二丁目５番９号

秋田曳船株式会社

代表取締役社長　船木　一美

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,261,507
	固定資産	869,322
	合計	2,130,829
負債及び純資産の部	流動負債	362,557
	固定負債	467,266
	株主資本	1,301,006
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,291,006
	（その他利益剰余金）	（1,291,006）
	（うち当期純利益）	（151,123）
	合計	2,130,829

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区宮の森三条十三丁目八九九番地六、最後の住所札幌市中央区南二条西五丁目六番地一ロジェ札幌二五―三一五号　被相続人　亡　佐藤　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

札幌市中央区大通西十一丁目四番地　大通藤井ビル七階　甲斐法律事務所

相続財産清算人　弁護士　甲斐　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区平岡八条三丁目八番、最後の住所札幌市清田区平岡八条三丁目八番七号　被相続人　亡　伊藤　昭弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

札幌市中央区北一条西九丁目三番地一南大通ビルN1　七階　弁護士法人札幌・石川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大川　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市昭和二丁目五番、最後の住所栃木県宇都宮市昭和二丁目五番一一号　被相続人　亡　高柳　昌男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

栃木県宇都宮市滝谷町一九番二〇号福井ビル二・二階　佐山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐山　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市南町七番地九、最後の住所埼玉県坂戸市南町七番一四号　被相続人　亡　松永善太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

埼玉県坂戸市関間四丁目一二番二四号若葉西口ビル三〇二号室

相続財産清算人　弁護士　渡邉　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市日向台一四番地三、最後の住所千葉県山武市日向台一四番地三　被相続人　亡　寒河江　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　齋藤　貴英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市五井六六番地、最後の住所千葉県市原市青柳三八番地一ハイツうるまー〇一　被相続人　亡　中村　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

事務所千葉市緑区おゆみ野南六丁目三二番地三弁護士吉田貴行法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田　貴行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県安房郡鋸南町中佐久間二五〇八番地、最後の住所千葉県安房郡鋸南町中佐久間二五〇八番地　被相続人　亡　福原　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

千葉県木更津市新田二丁目四番二号　小川雅義法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小川　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国分寺市南町二丁目三六九番地一、最後の住所東京都国分寺市東恋ケ窪二丁目二二番地三八特別養護老人ホームにしき苑　被相続人　亡　坪田　園榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四　かたくり法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古田　理史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区西麻布二丁目二四番、最後の住所東京都港区西麻布一丁目六番五号ツインピークA三〇一（不動産登記記録上の住所）東京都港区西麻布一丁目一三番一四号　被相続人　亡　大柿　悦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

東京都中野区本町二丁目四六番四号中野坂上サンブライトアネックス四〇四アクシアム法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中田　圭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市上草柳八丁目一五五六番地、最後の住所神奈川県厚木市上荻野三五八六番地五　被相続人　亡　藤田　徹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

神奈川県厚木市中町二丁目八番一三号ＴＰＲ厚木ビル六階

相続財産清算人　弁護士　淺井　崇裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区下溝二一〇三番地一〇、最後の住所神奈川県相模原市南区下溝二一〇三番地一〇　被相続人　亡　和田　知久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

神奈川県相模原市南区相模大野八丁目一〇番六号ユタカビル六階

相続財産清算人　弁護士　白澤　章子

第66期決算公告

令和７年３月21日

東京都中央区日本橋三丁目15番８号
日栄物産株式会社
代表取締役　宮本　雄太

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,217,654	流動負債	633,002
固定資産	633,984	固定負債	103,629
		株主資本	1,115,007
		資本金	10,000
		資本剰余金	38,014
		その他資本剰余金	38,014
		利益剰余金	1,306,562
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,304,062
		（うち当期純利益）	(150,994)
		自己株式	△239,569
資産合計	**1,851,639**	**負債・純資産合計**	**1,851,639**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市不入斗町三丁目一六番地、最後の住所神奈川県横須賀市公郷町五丁目一六番地　被相続人　亡　林　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

神奈川県横須賀市小川町一二番地

相続財産清算人　司法書士　保科　宏行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市京町一一番、最後の住所富山県射水市串田五〇八五番地　被相続人　亡　大澤　光廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

富山県高岡市本町二番一一号大井ビル二階

相続財産清算人　司法書士　本田　清実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市中之保五〇九二番地、最後の住所岐阜市南蝉一丁目七番地　被相続人　亡　三輪多鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

事務所岐阜市美江寺町一丁目五番地岐阜北青色会館四階弁護士法人岐阜合同法律事務所　相続財産清算人　弁護士　大澤　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市前崎東町七番地、最後の住所愛知県半田市柊町三丁目七番地の九　被相続人　亡　榊原　敏峰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

愛知県東海市東海町三丁目六―一〇　ＬＯＲＯＳ六　五〇一号室　あまのがわ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　左近麻奈美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡阿久比町大字草木字新田前三二番地二、最後の住所愛知県名古屋市熱田区白鳥三丁目九番七号アレアイーストコート熱田三一一号　被相続人　亡　竹内　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル三階　弁護士法人後藤・木河法律事務所

相続財産清算人　木河　賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市志方町西飯坂二八八番地、最後の住所三重県鈴鹿市中旭が丘四丁目六番二八号　被相続人　亡　高田　博光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

三重県津市大谷町二一番八　さくら総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加藤　謙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所京都市左京区浄土寺馬場町四八番地　川越病院内　被相続人　亡　黄　振鐸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　髙田　沙織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区弁天二丁目一番、最後の住所大阪府大阪市港区弁天二丁目一番八―九一六号　被相続人　亡　森尾　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル五階　濵野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　濵野　裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市誉田町内山一七七番地一、最後の住所兵庫県たつの市誉田町内山一七七番地一　被相続人　亡　頃安　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

兵庫県姫路市北条四四八番地八　ヒメプラビル三階　石原法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石原　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波篠山市東新町八四番地一、最後の住所兵庫県丹波篠山市東新町八四番地一　被相続人　亡　萩原　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

神戸市中央区御幸通六丁目一番二〇号ＧＥＥＴＥＸ　ＡＳＣＥＮＴ　ＢＬＤＧ七階

神戸Ｈ．Ｉ．Ｔ．法律事務所

相続財産清算人　弁護士　久米　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡美浜町大字濱ノ瀬一八三番地、最後の住所和歌山県日高郡美浜町大字和田一一三八番地の二四二　被相続人　亡　松原　安則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

事務所和歌山県御坊市名屋町一丁目七番地八

相続財産清算人　司法書士　濱田　泰伸

第22期決算公告

令和７年４月８日

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

株式会社ＪＡＲＡ

代表取締役社長　田淵　洋一

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,515	流動負債	1,362
固定資産	122	固定負債	90
		株主資本	1,185
		資本金	100
		資本剰余金	144
		資本準備金	143
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	941
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	940
		（うち当期純利益）	（198）
資産合計	**2,637**	**負債・純資産合計**	**2,637**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市大麻町二三七二番地、最後の住所香川県善通寺市大麻町二三七二番地

被相続人　亡　妹尾　満夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

香川県丸亀市本町二五番地　久保ビル

馬場法律事務所

相続財産清算人　弁護士　馬場　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市たかの台一四一四番地、最後の住所茨城県常陸大宮市上伊勢畑六七八番地の九

被相続人　亡　星　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月八日

福岡県北九州市小倉北区木町三丁目六番七号　法律事務所ｎｅｓｔ

相続財産清算人　弁護士　河原　一雅

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　福島県会津若松市館脇町五番六
二　供託所　福島地方法務局若松支局
三　供託番号　令和六年度金第三九一号
四　供託金額　一、六三九、四五〇円
五　裁判所　福島地方裁判所会津若松支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和六年（チ）第一号

令和七年四月八日

福島県会津若松市城東町八番一四号

所有者不明土地管理人　中村　達也

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　宮本　博之
　住所　札幌市北区北二十五条西九丁目一番一―三〇二号
　生年月日　昭和三十七年七月十五日
二　供託所　札幌法務局
三　供託番号　令和六年度金第二六四八号
四　供託金額　一二、九四七、四六九円
五　裁判所　札幌家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第四〇三三七号

令和七年四月八日

札幌市中央区大通西十三丁目四番地一六一札幌東光ビル三階　政池・飯田法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　政池　裕一

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　丹埜比呂伸
　住所　東京都足立区本木二丁目一五番一六号
　生年月日　昭和四十七年七月四日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和六年度金第五一〇五四号
四　供託金額　一二、六一五、四九五円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第七二六八四号

令和七年四月八日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階　田辺総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　上中　綾子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　宮本　喜雄
　従来の住所　大阪市西成区山王町四丁目三二番地
　生年月日　不明
二　供託所　大阪法務局
三　供託番号　令和六年度金第一四三六六号
四　供託金額　一、六八四、五三三円
五　裁判所　大阪家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第八一〇五〇号

令和七年四月八日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル七階

不在者財産管理人　弁護士　森井　祐吾

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　牧野チエ子
　住所　大分県速見郡日出町大字豊岡二二八九番地六
　生年月日　昭和二十九年十月五日
二　供託所　大分地方法務局　杵築支局
三　供託番号　令和六年度金第一二二号
四　供託金額　一二、五〇八、七一六円
五　裁判所　大分家庭裁判所　杵築支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　平成二十年（家）第四一〇号

令和七年四月八日

大分県国東市国東町田深一一九六番地一

不在者財産管理人　司法書士　丸田　眞五

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　西原繁こと　韓　河　烈
　最後の住所　東京都墨田区向島三丁目三五番一〇号
　生年月日　一九二四年四月六日
　死亡年月日　二〇一〇年三月十日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和六年度金第四九八五七号
四　供託金額　金二一、四六七、四一七円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　平成二十八年（家）第二二〇二号

令和七年四月八日

東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階　紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　信行

第57期決算公告　令和７年３月28日

東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号

株式会社アイビー・シー・エス

代表取締役　山田　明男

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,327,731
	固定資産	122,912
	資産合計	1,450,644
負純債資及産び部の	流動負債	515,827
	固定負債	68,744
	役員退職慰労引当金	23,050
	株主資本	866,072
	資本金	100,000
	利益剰余金	766,072
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	741,072
	（うち当期純利益）	(146,886)
	負債・純資産合計	1,450,644

第60期決算公告　令和６年12月26日

埼玉県和光市新倉７―９―32

ボーエン化成株式会社

代表取締役　伊藤　雅己

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	902,781
	固定資産	1,250,462
	合計	2,153,244
負純債資及産び部の	流動負債	283,995
	固定負債	144,270
	株主資本	1,724,929
	資本金	18,000
	利益剰余金	1,706,929
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	1,702,429
	（うち当期純利益）	(49,470)
	評価・換算差額等	50
	繰延ヘッジ損益	50
	合計	2,153,244

第41期決算公告

令和７年４月８日

山形県西置賜郡小国町大字小国町378番地

クアーズテックマシナリ株式会社

代表取締役　舟山　広美

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,050,208,453
	固定資産	32,064,060
	合計	1,082,272,513
負純債資及産び部の	流動負債	320,997,821
	固定負債	44,247,383
	株主資本	717,027,309
	資本金	85,000,000
	利益剰余金	632,027,309
	利益準備金	21,250,000
	その他利益剰余金	610,777,309
	（うち当期純利益）	(86,144,758)
	合計	1,082,272,513

第６期決算公告

令和７年４月８日
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
ニュー・フロンティア・キャピタル・インターナショナル株式会社
代表取締役　臼杵　繁樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,747
	固定資産	42,292
	繰延資産	149
	資産合計	87,190
負債及び純資産の部	流動負債	22,895
	株主資本	64,295
	資本金	70,000
	利益剰余金	△5,704
	その他利益剰余金	△5,704
	繰越利益剰余金	△5,704
	（うち当期純利益）	(526)
	負債・純資産合計	87,190

第19期決算公告

令和７年４月８日
東京都千代田区麹町一丁目７番
相互半蔵門ビルディング５Ｆ
ニュートン・コンサルティング株式会社
代表取締役社長　副島　一也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	715,848
	固定資産	103,046
	合計	818,894
負債及び純資産の部	流動負債	234,138
	固定負債	28,300
	株主資本	556,456
	資本金	30,000
	利益剰余金	572,456
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	564,956
	（うち当期純利益）	(112,476)
	自己株式	△46,000
	合計	818,894

第８期決算公告

令和７年３月17日
東京都千代田区大手町一丁目９番２号
協和キリンフロンティア株式会社
代表取締役社長　池田　真

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,586,175
	固定資産	45,584
	合計	2,631,760
負債及び純資産の部	流動負債	2,100,062
	株主資本	531,697
	資本金	100,000
	利益剰余金	431,697
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	406,697
	（うち当期純利益）	(406,697)
	合計	2,631,760

第32期決算公告

令和７年３月25日
横浜市港北区新横浜三丁目24番５号
キャセイ・トライテック株式会社
代表取締役　中原　隆志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	925,121
	固定資産	38,510
	合計	963,631
負債及び純資産の部	流動負債	216,684
	固定負債	112,990
	株主資本	633,956
	資本金	140,000
	資本剰余金	85,235
	資本準備金	85,235
	利益剰余金	408,720
	利益準備金	3,660
	その他利益剰余金	405,060
	（うち当期純利益）	(159,390)
	合計	963,631

第21期決算公告

令和７年３月13日
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番１号
プロパティオン株式会社
代表取締役　松田　光昭

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	60,429
	固定資産	0
	合計	60,429
負債及び純資産の部	流動負債	779
	株主資本	59,650
	資本金	30,000
	利益剰余金	29,650
	その他利益剰余金	29,650
	（うち当期純損失）	(1,377)
	合計	60,429

第17期決算公告

令和７年４月８日
東京都港区港南二丁目16番１号
品川イーストワンタワー４階
ナショナル・エアカーゴ・ジャパン株式会社
代表取締役　クリストファー・アルフ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,259,405
	固定資産	212
	合計	1,259,618
負債及び純資産の部	流動負債	1,077,987
	株主資本	181,630
	資本金	10,000
	利益剰余金	171,630
	その他利益剰余金	171,630
	（うち当期純利益）	(44,481)
	合計	1,259,618

第６期決算公告

令和７年３月31日
神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町134
CIG Photonics Japan株式会社
代表取締役　タムラ・コウイチ・ロバート

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,879,736
	固定資産	326,064
	合計	3,205,801
負債及び純資産の部	流動負債	7,929,636
	固定負債	198,037
	退職給付引当金	198,037
	株主資本	△4,921,873
	資本金	10
	資本剰余金	3,385,269
	その他資本剰余金	3,385,269
	利益剰余金	△8,307,152
	その他利益剰余金	△8,307,152
	（うち当期純損失）	(244,693)
	合計	3,205,801

第26期決算公告

令和７年３月３日
横浜市都筑区茅ケ崎中央８―33―204
株式会社共創
代表取締役　崎山　純一

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,287,103
	固定資産	182,228
	合計	1,469,331
負債及び純資産の部	流動負債	14,081
	固定負債	79,501
	株主資本	1,375,749
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,365,749
	その他利益剰余金	1,365,749
	（うち当期純利益）	(755)
	合計	1,469,331

第23期決算公告

令和７年３月19日
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
株式会社ティティィ
代表取締役社長　謝　銀茂

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	619,368
	固定資産	10,645
	合計	630,013
負債及び純資産の部	流動負債	430,854
	株主資本	199,159
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	149,159
	利益準備金	5,775
	その他利益剰余金	143,384
	（うち当期純利益）	(26,346)
	合計	630,013

第17期決算公告

令和７年４月８日
静岡県静岡市駿河区八幡一丁目５番38号
静浜パイプライン株式会社
代表取締役　取締役社長　内田　充

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	857,595
	固定資産	6,906,611
	資産合計	7,764,207
負債及び純資産の部	流動負債	2,850,797
	固定負債	3,020,100
	株主資本	1,893,310
	資本金	499,500
	資本剰余金	499,500
	資本準備金	499,500
	利益剰余金	894,310
	その他利益剰余金	894,310
	（うち当期純利益）	(406,734)
	負債・純資産合計	7,764,207

第10期決算公告

令和７年３月５日
岐阜県不破郡垂井町府中300―１
ナブテスコリンク株式会社
代表取締役　本田小貴子

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,850
	固定資産	6,622
	合計	22,472
負債及び純資産の部	流動負債	24,691
	株主資本	△ 2,219
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 12,219
	その他利益剰余金	△ 12,219
	（うち当期純利益）	(6,646)
	合計	22,472

第11期決算公告

令和７年３月21日
神奈川県相模原市中央区
宮下二丁目４番９号
株式会社ロジテック
代表取締役　稲森　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	82,237
	固定資産	1,942
	合計	84,179
負債及び純資産の部	流動負債	64,362
	（賞与引当金）	(1,754)
	固定負債	3,965
	（退職給付引当金）	(3,965)
	株主資本	15,852
	資本金	15,000
	利益剰余金	852
	その他利益剰余金	852
	（うち当期純利益）	(80)
	合計	84,179

第44期決算公告　2025年４月８日
神戸市中央区京町75番地１
株式会社ベストインシュアランス
代表取締役　橘　英嗣
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	144,992
	固定資産	196,333
	資産合計	**341,325**
負債及び純資産の部	流動負債	128,583
	負債合計	**128,583**
	株主資本	212,742
	資本金	15,000
	利益剰余金	197,742
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	193,992
	（うち当期純利益）	(63,591)
	純資産合計	**212,742**
	負債・純資産合計	**341,325**

第６期決算公告
令和７年４月８日
大阪府大阪市北区中崎西二丁目４番12号
株式会社ブローカレッジクラウド
代表取締役　岩田　講典
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,460
	固定資産	991
	合計	**31,452**
負債及び純資産の部	流動負債	50,612
	固定負債	383
	株主資本	△19,543
	資本金	5,000
	利益剰余金	△24,543
	その他利益剰余金	△24,543
	（うち当期純損失）	(3,552)
	合計	**31,452**

第９期決算公告
令和７年４月８日
大阪府大阪市北区中崎西二丁目４番12号
株式会社ネクサスエージェント
代表取締役　岩田　講典
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,773,482
	固定資産	577,253
	合計	**4,350,736**
負債及び純資産の部	流動負債	2,653,235
	固定負債	735,596
	株主資本	533,490
	資本金	100,000
	利益剰余金	433,490
	その他利益剰余金	433,490
	（うち当期純利益）	(302,483)
	新株予約権	428,412
	合計	**4,350,736**

第51期決算公告　令和７年４月８日
兵庫県伊丹市藤ノ木二丁目２番13号
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥリファイン株式会社
代表取締役　渡邉　公浩
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	363,716
	固定資産	23,211
	合計	**386,928**
負債及び純資産の部	流動負債	28,661
	固定負債	17,307
	退職給付引当金	17,307
	株主資本	340,959
	資本金	100,000
	資本剰余金	226,776
	利益剰余金	14,183
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	△ 10,316
	（うち当期純利益）	(14,183)
	合計	**386,928**

第65期決算公告
令和７年４月８日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
日本真空光学株式会社
代表取締役　和田　賢憲
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,539,118
	固定資産	707,377
	資産合計	**3,246,496**
負債及び純資産の部	流動負債	269,249
	固定負債	53,320
	株主資本	2,923,926
	資本金	210,000
	利益剰余金	2,713,926
	利益準備金	37,150
	その他利益剰余金	2,676,776
	（うち当期純損失）	(44,961)
	負債・純資産合計	**3,246,496**

第76期決算公告　令和７年３月25日
北海道河西郡芽室町東芽室基線６番地162
北海道日紅株式会社
代表取締役社長　篠澤　浩二
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,177,135
	固定資産	1,128,380
	資産合計	**5,305,515**
負債及び純資産の部	流動負債	2,960,800
	固定負債	158,563
	株主資本	2,186,152
	資本金	90,000
	利益剰余金	2,113,102
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	2,090,602
	（うち当期純利益）	(374,275)
	自己株式	△ 16,950
	負債・純資産合計	**5,305,515**

第４期決算公告　令和７年３月25日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番14号
Wolt Market Japan株式会社
代表取締役　ナタリア・ヒザニシヴィリ
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	465
	資産合計	**465**
負債及び純資産の部	流動負債	135
	負債合計	**135**
	株主資本	330
	資本金	163
	資本剰余金	160
	資本準備金	160
	利益剰余金	7
	その他利益剰余金	7
	（うち当期純利益）	(27)
	純資産合計	**330**
	負債・純資産合計	**465**

第６期決算公告　令和７年３月25日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番14号
Wolt Japan株式会社
代表取締役　ナタリア・ヒザニシヴィリ
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,089
	固定資産	579
	資産合計	**5,669**
負債及び純資産の部	流動負債	3,919
	有給休暇引当金	142
	固定負債	480
	株主資本	1,269
	資本金	499
	資本剰余金	496
	資本準備金	496
	利益剰余金	274
	その他利益剰余金	274
	（うち当期純損失）	(144)
	負債・純資産合計	**5,669**

第７期決算公告　令和７年４月８日
東京都千代田区大手町一丁目３番１号
アルジェブリス・インベストメンツ株式会社
代表取締役社長　西　麻理子
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	200,851
	固定資産	65,757
	資産合計	**266,609**
負債及び純資産の部	流動負債	51,023
	固定負債	25,748
	株主資本	189,836
	資本金	60,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	114,836
	その他利益剰余金	98,073
	（うち当期純利益）	(16,763)
	負債・純資産合計	**266,609**

第１期決算公告
令和７年４月８日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Terrascope Japan株式会社
代表取締役　スンダラハン・サレシュ
貸借対照表の要旨
（令和５年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	44,905,649
	資産合計	**44,905,649**
負債及び純資産の部	流動負債	61,824,062
	株主資本	△16,918,413
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△19,918,413
	その他利益剰余金	△19,918,413
	（うち当期純損失）	(19,918,413)
	負債・純資産合計	**44,905,649**

第34期決算公告　令和７年３月12日
東京都千代田区神田小川町三丁目20番
株式会社フォーラムジャパン
代表取締役　宇高　誠
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,113,500
	固定資産	94,651
	資産合計	**1,208,151**
負債及び純資産の部	流動負債	353,317
	固定負債	82,910
	株主資本	771,923
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	641,923
	その他利益剰余金	641,923
	（うち当期純利益）	(35,596)
	負債・純資産合計	**1,208,151**

第２期決算公告
令和７年４月８日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
スクワッドスターズ株式会社
代表取締役　岡本　好古
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	93,818
	合計	**93,818**
負債及び純資産の部	流動負債	62,909
	株主資本	30,908
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,908
	その他利益剰余金	20,908
	（うち当期純利益）	(26,750)
	合計	**93,818**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年３月28日

横浜市中区尾上町四丁目47番地
リストホームズ株式会社
代表取締役　北見　尚之

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,265,877	流動負債	2,564,667
固定資産	83,511	賞与引当金	3,570
		固定負債	1,727,587
		株主資本	1,057,134
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	857,134
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	832,134
		（うち当期純利益）	（134,077）
資産合計	**5,349,389**	**負債・純資産合計**	**5,349,389**

第 13 期 決 算 公 告

令和７年４月８日　東京都中央区日本橋室町一丁目13番５号
一般社団法人日本眼科医療機器協会
代表理事　田中　吉修

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	247	流動負債	10
固定資産	35	固定負債	5
		退職給付引当金	5
		負債合計	**16**
		会費積立金	15
		入会積立金	63
		５０周年事業積立金	10
		２０２９ＡＰＡＯ展示事業積立金	5
		利益剰余金	172
		その他利益剰余金	172
		（うち当期純利益）	（37）
		純資産合計	**265**
資産合計	**282**	**負債・純資産合計**	**282**

第 64 期 決 算 公 告

令和７年３月13日　大阪市城東区成育五丁目22番９号
株式会社サカエ
代表取締役　安川　智晴

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,539	流動負債	5,362
固定資産	7,946	固定負債	1,798
		株主資本	19,182
		資本金	50
		資本剰余金	28
		その他資本剰余金	28
		利益剰余金	19,104
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	19,091
		（うち当期純利益）	（1,073）
		評価・換算差額等	143
		その他有価証券評価差額金	143
資産合計	**26,485**	**負債・純資産合計**	**26,485**

第 56 期 決 算 公 告

令和７年３月17日　栃木県日光市鬼怒川温泉滝７
鬼怒川ガス株式会社
代表取締役社長　川本　知彦

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	349,350	流動負債	98,467
固定資産	265,615	災害対策引当金	20,000
繰延資産	0	その他	78,467
		固定負債	4,804
		退職給付引当金	4,804
		株主資本	511,694
		資本金	90,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	331,694
		利益準備金	26,521
		その他利益剰余金	305,173
		（うち当期純利益）	（34,181）
資産合計	**614,965**	**負債・純資産合計**	**614,965**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年２月25日　東京都港区芝浦三丁目１番21号msb Tamachi田町ステーションタワーS21階
株式会社Biz Forward
代表取締役　冨山　直道

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,221,500	流動負債	2,040,285
固定資産	79,035	賞与引当金	1,179
		役員賞与引当金	3,034
		その他	2,036,072
		株主資本	260,251
		資本金	100,000
		資本剰余金	337,224
		資本準備金	337,224
		利益剰余金	△176,972
		その他利益剰余金	△176,972
		（うち当期純損失）	（176,972）
資産合計	**2,300,536**	**負債・純資産合計**	**2,300,536**

決 算 公 告

令和７年４月８日
東京都町田市玉川学園八丁目７番７号玉川学園ガーデンハウスＢ―208、ＡＣＡ税理士法人気付
IACG Japan株式会社
代表取締役　イウォナ・ニーク・ヴィレール

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	46,235	流動負債	2,064
		退職給付引当金	55
		納税引当金	179
		株主資本	44,171
		資本金	15,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	14,171
		繰越利益剰余金	14,171
		（うち当期純利益）	（1,332）
資産合計	**46,235**	**負債・純資産合計**	**46,235**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年２月25日
東京都新宿区西新宿７―１―12
クロスオフィス新宿506
株式会社シャトク
代表取締役　千葉　史生

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	274,892	流動負債	562,522
固定資産	2,771	固定負債	14,824
		株主資本	△509,681
		資本金	100,000
		資本剰余金	417,960
		資本準備金	417,960
		利益剰余金	△1,027,642
		その他利益剰余金	△1,027,642
		（うち当期純損失）	（233,897）
		新株予約権	210,000
資産合計	**277,664**	**負債・純資産合計**	**277,664**

第 1 期 決 算 公 告

令和７年２月25日
東京都港区芝浦３丁目１番21号
株式会社シンクフォワード
代表取締役　辻　庸介

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	83,049	流動負債	2,317
		賞与引当金	60
		役員賞与引当金	550
		その他	1,707
		固定負債	831
		株主資本	79,900
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△20,099
		その他利益剰余金	△20,099
		（うち当期純損失）	（20,099）
資産合計	**83,049**	**負債・純資産合計**	**83,049**

第 53 期 決 算 公 告

令和７年４月８日　東京都港区新橋四丁目11番１号
アース・ペット株式会社
代表取締役　長田　俊之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,047	流動負債	3,044
固定資産	2,315	賞与引当金	73
		固定負債	27
		退職給付引当金	23
		株主資本	1,283
		資本金	40
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		利益剰余金	1,218
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	1,208
		（うち当期純利益）	(35)
		評価・換算差額等	8
資産合計	**4,362**	**負債・純資産合計**	**4,362**

第 13 期 決 算 公 告

令和７年４月８日
東京都千代田区内神田一丁目12番５号
Ｎｅｓｔ－Ｌａｂ北大手町２階
AlpacaJapan株式会社
代表取締役　横川　毅

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	430,319	流動負債	164,305
固定資産	9,340	固定負債	140,000
		特別法上の準備金	43
		株主資本	135,309
		資本金	50,000
		資本剰余金	641,168
		資本準備金	641,168
		利益剰余金	△555,858
		その他利益剰余金	△555,858
		（うち当期純損失）	(80,162)
資産合計	**439,659**	**負債・純資産合計**	**439,659**

第 54 期 決 算 公 告

令和７年３月３日　新潟県長岡市表町１丁目４番地24
ソリマチ株式会社
代表取締役　反町　秀樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,176,088	流動負債	579,248
固定資産	3,250,117	固定負債	1,443,000
		負債合計	**2,022,248**
		株主資本	6,403,957
		資本金	49,500
		資本剰余金	87,500
		資本準備金	87,500
		利益剰余金	6,266,957
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	6,236,957
		（うち当期純利益）	(198,432)
		純資産合計	**6,403,957**
資産合計	**8,426,205**	**負債・純資産合計**	**8,426,205**

第 17 期 決 算 公 告

令和７年４月８日　東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー
Ferrari Japan株式会社
代表取締役　ドナート・ロマニエッロ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,986,713	流動負債	18,852,138
固定資産	1,562,244	（うち賞与引当金）	(70,517)
		固定負債	52,800
		株主資本	5,644,020
		資本金	160,050
		資本剰余金	160,000
		資本準備金	160,000
		利益剰余金	5,323,970
		その他利益剰余金	5,323,970
		（うち当期純利益）	(1,507,375)
資産合計	**24,548,958**	**負債・純資産合計**	**24,548,958**

第 45 期 決 算 公 告

令和７年３月14日　東京都千代田区大手町一丁目６番１号
株式会社ソリューションデザイン
代表取締役　松枝　秀和

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	867	流動負債	42
固定資産	219	固定負債	14
		役員退職慰労引当金	14
		株主資本	1,030
		資本金	178
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	753
		その他利益剰余金	753
		（うち当期純利益）	(45)
		自己株式	△3
資産合計	**1,086**	**負債・純資産合計**	**1,086**

第 45 期 決 算 公 告

令和７年４月８日　愛媛県新居浜市惣開町５番２号
住友重機械ハイマテックス株式会社
代表取締役社長　木戸　敬彰

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,093,799	流動負債	3,052,368
固定資産	2,332,436	（賞与引当金）	(46,364)
		（保証工事引当金）	(11,171)
		固定負債	287,503
		（退職給付引当金）	(269,629)
		株主資本	3,086,364
		資本金	310,000
		資本剰余金	9,130
		利益剰余金	2,767,235
		利益準備金	77,500
		その他利益剰余金	2,689,735
		（うち当期純利益）	(349,193)
資産合計	**6,426,235**	**負債・純資産合計**	**6,426,235**

第８期決算公告

令和７年２月25日
東京都港区芝浦三丁目１番21号msb
Tamachi田町ステーションタワーS21階
マネーフォワードホショウ株式会社
代表取締役　冨山　直道

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	593,606
	固定資産	453,303
	資産合計	**1,046,909**
負債及び純資産の部	流動負債	1,134,534
	株主資本	△87,624
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△97,624
	その他利益剰余金	△97,624
	（うち当期純損失）	(65,261)
	負債・純資産合計	**1,046,909**

第 60 期 決 算 公 告

令和７年４月８日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
ＰＰＴエナジートレーディング株式会社
代表取締役　フアディ・アリフ・ナスティオン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	23,797	流動負債	15,858
固定資産	1,088	固定負債	71
		負債合計	**15,929**
		株主資本	8,950
		資本金	1,000
		利益剰余金	7,950
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	7,700
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
		純資産合計	**8,955**
資産合計	**24,885**	**負債・純資産合計**	**24,885**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	448
売上原価	222
売上総利益	225
販売費及び一般管理費	602
営業損失	376
営業外収益	3,537
営業外費用	4
経常利益	3,157
特別損益	△876
税引前当期純利益	2,280
法人税、住民税及び事業税	14
当期純利益	2,266

第 58 期 決 算 公 告

2025年４月８日

神奈川県横須賀市内川二丁目３番１号
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
代表取締役社長　山崎　肇

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	37,903	流動負債	42,524
固定資産	8,176	固定負債	6,029
		負債合計	**48,553**
		株主資本	△2,473
		資本金	9,964
		資本剰余金	6,963
		資本準備金	6,963
		利益剰余金	△19,401
		利益準備金	1,016
		その他利益剰余金	△20,417
		純資産合計	**△2,473**
資産合計	**46,080**	**負債・純資産合計**	**46,080**

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,823
売上原価	3,234
売上総利益	1,588
販売費及び一般管理費	1,092
営業利益	496
営業外損益	△81
経常利益	414
特別損益	△2,254
税引前当期純損失	1,840
法人税、住民税及び事業税	3
当期純損失	1,844

第８期決算公告

令和７年４月８日
東京都港区新橋四丁目11番１号
ペットフード工房株式会社
代表取締役　佐野　裕志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,934
	固定資産	128,055
	資産合計	**209,989**
負債及び純資産の部	流動負債	644,065
	賞与引当金	2,496
	固定負債	57,542
	退職給付引当金	9,578
	株主資本	△491,618
	資本金	5,000
	利益剰余金	△496,618
	その他利益剰余金	△496,618
	（うち当期純利益）	(15,889)
	負債・純資産合計	**209,989**

第６期決算公告

令和７年４月８日
仙台市青葉区一番町二丁目４番１号
株式会社ワールドアイセリング
代表取締役　佐久間賢二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	154,660
	固定資産	600
	合計	**155,260**
負債及び純資産の部	流動負債	2,132
	固定負債	1,650
	役員退職慰労引当金	1,650
	株主資本	151,477
	資本金	90,000
	利益剰余金	61,477
	その他利益剰余金	61,477
	（うち当期純利益）	(6,929)
	合計	**155,260**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月八日
仙台市青葉区一番町二丁目四番一号
株式会社ワールドアイセリング
代表取締役　佐久間賢二

決算公告

令和７年４月８日
東京都港区赤坂六丁目10番45号
ヴィラ赤坂201号室
Ｃｏｕｃｈｂａｓｅ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　マシュー・マーカス・ケイン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,132
	固定資産	0
	合計	**49,132**
負債及び純資産の部	流動負債	17,181
	有給休暇引当金	3,234
	その他	13,947
	固定負債	0
	株主資本	31,950
	資本金	1,000
	利益剰余金	30,950
	その他利益剰余金	30,950
	（うち当期純利益）	(7,129)
	合計	**49,132**

第13期決算公告

令和７年４月８日
群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社ヤマダトレーディング
代表取締役　掛川　隆男

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,381
	固定資産	9
	合計	**2,391**
負債及び純資産の部	流動負債	1,356
	固定負債	8
	役員退職慰労引当金	8
	株主資本	1,027
	資本金	10
	資本剰余金	3
	利益剰余金	1,014
	その他利益剰余金	1,014
	（うち当期純利益）	(426)
	合計	**2,391**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載日付　令和七年三月十八日
掲載頁　六十五頁（号外第五十四号）

（乙）
令和七年四月八日
群馬県高崎市栄町一番一号
株式会社ヤマダデンキ
代表取締役　佐野　財丈

群馬県高崎市栄町一番一号
株式会社ヤマダトレーディング
代表取締役　掛川　隆男

第８期決算公告

令和７年４月８日
東京都港区南青山一丁目１番１号
フェムトパートナーズ株式会社
代表取締役　磯崎　哲也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	115,752
	固定資産	34,784
	合計	**150,536**
負債及び純資産の部	流動負債	61,064
	固定負債	0
	株主資本	88,897
	資本金	30,000
	利益剰余金	58,897
	その他利益剰余金	58,897
	（うち当期純損失）	(19,053)
	評価・換算差額等	575
	その他有価証券評価差額金	575
	合計	**150,536**

第11期決算公告

令和７年４月８日
東京都港区港南二丁目18番１号
株式会社日本リテールホールディングス
代表取締役　寺本　浩二

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,629,119
	固定資産	17,077,854
	合計	**20,706,974**
負債及び純資産の部	流動負債	3,007,272
	固定負債	10,439,000
	株主資本	7,260,702
	資本金	85,000
	資本剰余金	8,843,509
	その他資本剰余金	8,843,509
	利益剰余金	△1,667,807
	その他利益剰余金	△1,667,807
	（うち当期純損失）	(2,083)
	合計	**20,706,974**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月九日付で予定している株式発行が効力を生じることを条件として、資本金の額を六十億七千五百万円減少し、一千万円とし、資本準備金の額を六十億円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月八日
東京都港区港南二丁目一八番一号
株式会社日本リテールホールディングス
代表取締役　寺本　浩二

第37期決算公告

令和７年３月26日
沖縄県那覇市字安謝628番地
海邦サントリーロジスティクス株式会社
代表取締役社長　武藤多賀志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	507,206
	固定資産	12,847
	合計	**520,053**
負債及び純資産の部	流動負債	73,138
	賞与引当金	4,236
	固定負債	37,394
	退職給付引当金	37,394
	株主資本	409,521
	資本金	10,000
	利益剰余金	399,521
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	397,021
	（うち当期純利益）	(32,080)
	合計	**520,053**

第 18 期 決 算 公 告

令和７年４月８日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ生麦特定目的会社
取締役　山崎　亮雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	11,297	流動負債	244
有形固定資産	9,217	固定負債	12,265
投資その他の資産	2,080	**負債合計**	**12,509**
その他の資産	1,349	社員資本	137
流動資産	1,261	特定資本金	0
固定資産	86	優先資本金	10
繰延資産	2	剰余金	127
		当期未処分利益	127
		純資産合計	**137**
資産合計	**12,647**	**負債・純資産合計**	**12,647**

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	520
営業費用	392
営業利益	128
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	128
税引前当期純利益	128
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	127
前期繰越利益	0
当期未処分利益	127

第 19 期決算公告

令和７年４月８日
東京都千代田区有楽町一丁目５番２号
東宝日比谷プロムナードビル
プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社
代表取締役　板垣　均

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	714,941
	固定資産	390,356
	合計	**1,105,298**
負債及び純資産の部	流動負債	357,776
	固定負債	225,142
	株主資本	522,378
	資本金	70,000
	利益剰余金	452,378
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	434,878
	（うち当期純利益）	（215,478）
	合計	**1,105,298**

第 14 期 決 算 公 告

令和７年４月８日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ原木３特定目的会社
取締役　山崎　亮雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月13日現在）（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産の部	53,730	流動負債	52,510
固定資産	53,730	固定負債	1,255
その他の資産の部	3,763	**負債合計**	**53,765**
流動資産	3,725	社員資本	3,728
固定資産	37	特定資本金	5
繰延資産	1	優先資本金	2,739
		剰余金	984
		当期未処分利益	984
		純資産合計	**3,728**
資産合計	**57,493**	**負債・純資産合計**	**57,493**

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,270
営業費用	1,284
営業利益	986
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	986
税引前当期純利益	986
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	984
前期繰越利益	0
当期未処分利益	984

第 12 期 決 算 公 告

令和７年４月８日
東京都千代田区平河町二丁目４番５号
大和ＡＣＡヘルスケア株式会社
代表取締役　東　明浩

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	306,978
	固定資産	132,030
	合計	**439,008**
負債及び純資産の部	流動負債	78,728
	株主資本	360,279
	資本金	85,510
	資本剰余金	85,510
	資本準備金	85,510
	利益剰余金	189,259
	その他利益剰余金	189,259
	（うち当期純利益）	（10,561）
	合計	**439,008**

第 6 期決算公告

令和７年４月８日
東京都千代田区平河町二丁目４番５号
大和ＡＣＡヘルスケア・ファイナンス株式会社
代表取締役　國米　昭彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	706,923
	固定資産	14
	合計	**706,937**
負債及び純資産の部	流動負債	21,920
	固定負債	630,000
	株主資本	55,017
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	5,017
	その他利益剰余金	5,017
	（うち当期純利益）	（1,239）
	合計	**706,937**

第 11 期決算公告

令和７年４月８日
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
サンシャイン60、45階
株式会社円簿インターネットサービス
代表取締役　吉田　直幸

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,885
	固定資産	343,867
	資産合計	**346,753**
負債及び純資産の部	流動負債	57,143
	固定負債	69,465
	株主資本	220,145
	資本金	134,000
	資本剰余金	94,000
	資本準備金	94,000
	利益剰余金	△7,854
	その他利益剰余金	△7,854
	（うち当期純損失）	（10,111）
	負債・純資産合計	**346,753**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月八日

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号サンシャイン60、四五階
株式会社円簿インターネットサービス
代表取締役　吉田　直幸

第 41 期決算公告

令和７年３月11日
名古屋市名東区牧の里一丁目1115番地
株式会社クリーン・システム
代表取締役　田島　通利

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	263,016
	固定資産	929,916
	合計	**1,192,932**
負債及び純資産の部	流動負債	177,182
	賞与引当金	1,650
	固定負債	384,769
	退職給与引当金	30,061
	株主資本	630,981
	資本金	85,000
	利益剰余金	545,981
	その他利益剰余金	545,981
	（うち当期純利益）	（23,771）
	合計	**1,192,932**

第 1 期決算公告

令和７年４月８日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
大手町ビルヂング６階
株式会社Ｕ－ＺＥＲＯ
代表取締役　三村　真宗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	87,371
	固定資産	313
	繰延資産	385
	合計	**88,070**
負債及び純資産の部	流動負債	9,988
	株主資本	78,081
	資本金	55,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△21,918
	その他利益剰余金	△21,918
	（うち当期純損失）	（21,918）
	合計	**88,070**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月八日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号
大手町ビルヂング六階
株式会社Ｕ－ＺＥＲＯ
代表取締役　三村　真宗

第 126 期 決 算 公 告

令和７年４月８日

埼玉県鴻巣市宮前547番地の１

理研コランダム株式会社

代表取締役社長　増田富美雄

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,666,778
	固定資産	2,846,438
	有形固定資産	1,922,755
	無形固定資産	39,503
	投資その他の資産	884,181
	資産合計	**6,513,217**
負債及び純資産の部	流動負債	1,352,013
	固定負債	208,807
	（退職給付引当金）	(35,534)
	負債合計	**1,560,820**
	株主資本	4,930,549
	資本金	50,000
	資本剰余金	539,675
	資本準備金	89,675
	その他資本剰余金	450,000
	利益剰余金	4,390,348
	利益準備金	125,000
	その他利益剰余金	4,265,348
	（うち当期純利益）	(415,057)
	自己株式	△49,474
	評価・換算差額等	21,847
	その他有価証券評価差額金	19,012
	繰延ヘッジ損益	2,835
	純資産合計	**4,952,396**
	負債・純資産合計	**6,513,217**

第 30 期 決 算 公 告

令和７年３月26日

埼玉県久喜市河原井町17番地

株式会社３Ｒ

代表取締役社長　宮永　泰延

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,095,851
	固定資産	1,736,799
	資産合計	**2,832,651**
負債及び純資産の部	流動負債	305,209
	固定負債	348,820
	株主資本	2,176,202
	資本金	84,000
	資本剰余金	48,240
	資本準備金	40,000
	その他資本剰余金	8,240
	利益剰余金	2,162,242
	その他利益剰余金	2,162,242
	（うち当期純利益）	(88,085)
	自己株式	△118,280
	評価・換算差額等	2,418
	その他有価証券評価差額金	2,418
	負債・純資産合計	**2,832,651**

第 64 期 決 算 公 告

令和７年４月８日

埼玉県加須市南篠崎１丁目２番地３

ブリヂストンＢＲＭ株式会社

代表取締役　岩﨑　孝二

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,247,403
	固定資産	3,892,986
	資産合計	**12,140,390**
負債及び純資産の部	流動負債	4,697,087
	賞与引当金	83,936
	その他	4,613,151
	固定負債	648,202
	退職給付引当金	360,684
	役員退職慰労引当金	9,920
	その他	277,597
	負債合計	**5,345,290**
	株主資本	6,795,099
	資本金	100,000
	資本剰余金	795,000
	資本準備金	495,000
	その他資本剰余金	300,000
	利益剰余金	5,900,099
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	5,876,349
	（うち当期純利益）	(149,376)
	純資産合計	**6,795,099**
	負債・純資産合計	**12,140,390**

第 1 期 決 算 公 告

令和７年２月25日

東京都港区赤坂９丁目７番２号

ミッドタウン・イースト４階

マネーフォワードプライベートバンク株式会社

代表取締役　佐藤　貴之

代表取締役　辻　　庸介

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,234
	資産合計	**77,234**
負債及び純資産の部	流動負債	13,839
	賞与引当金	75
	役員賞与引当金	295
	その他	13,469
	固定負債	765
	株主資本	62,628
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△37,371
	その他利益剰余金	△37,371
	（うち当期純損失）	(37,371)
	合計	**77,234**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年２月25日

東京都港区芝浦三丁目１番21号msb

Tamachi田町ステーションタワーS21階

マネーフォワードケッサイ株式会社

代表取締役　冨山　直道

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,798,965
	固定資産	102,615
	資産合計	**12,901,580**
負債及び純資産の部	流動負債	12,332,448
	賞与引当金	4,409
	役員賞与引当金	1,459
	その他	12,326,580
	固定負債	13,059
	株主資本	556,072
	資本金	100,000
	資本剰余金	603,407
	資本準備金	250,470
	その他資本剰余金	352,937
	利益剰余金	△147,334
	その他利益剰余金	△147,334
	（うち当期純利益）	(79,053)
	負債・純資産合計	**12,901,580**

第19期 決 算 公 告

令和７年４月８日

東京都千代田区九段南二丁目４番16号

池田建設株式会社

代表取締役　古賀　智道

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,211,598
	固定資産	18,654
	合計	**12,230,252**
負債及び純資産の部	流動負債	8,081,576
	（完成工事補償引当金）	(20,000)
	（工事損失引当金）	(40,000)
	固定負債	285,704
	株主資本	3,862,972
	資本金	100,000
	資本剰余金	810,000
	資本準備金	405,000
	その他資本剰余金	405,000
	利益剰余金	2,952,972
	利益準備金	20,170
	その他利益剰余金	2,932,802
	（うち当期純利益）	(79,046)
	合計	**12,230,252**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月八日

山梨県中巨摩郡昭和町西条五一五七番地
株式会社トーヨーハウジング
代表取締役　三塚　和博

山梨県中巨摩郡昭和町西条五一五七番地
有限会社ブライト
代表取締役　三塚　和博

第３期決算公告　令和７年４月８日

名古屋市東区泉一丁目21番29号
ＩＺＵＭＩ桜鈴館102
株式会社
ＳＢＩＣマネジメントパートナーズ
代表取締役　杉浦　由和

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,011,112
	固定資産	1,802,000
	合計	4,813,112
負債及び純資産の部	流動負債	71,000
	株主資本	4,742,112
	資本金	2,500,000
	資本剰余金	2,500,000
	資本準備金	2,500,000
	利益剰余金	△257,888
	その他利益剰余金	△257,888
	（うち当期純損失）	(181,132)
	合計	4,813,112

第 18 期 決 算 公 告

令和７年４月８日

山梨県中巨摩郡昭和町西条5157番地
株式会社トーヨーハウジング
代表取締役　三塚　和博

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(万円)
資産の部	流動資産	37,152
	固定資産	3,767
	繰延資産	35
	合計	40,955
負債及び純資産の部	流動負債	24,039
	固定負債	14,992
	株主資本	1,923
	資本金	1,000
	利益剰余金	923
	その他利益剰余金	923
	（うち当期純利益）	(534)
	合計	40,955

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年三月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月八日

大分県臼杵市大字野田三四三番地の一
東和工業株式会社
代表取締役　川野　公博

第 1 期 決 算 公 告

令和７年４月８日

名古屋市東区泉一丁目21番29号
ＩＺＵＭＩ桜鈴館102
株式会社ミリネヤンコプチャン
代表取締役　長山　東哲

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,812,498
	合計	7,812,498
負債及び純資産の部	流動負債	7,723,038
	株主資本	89,460
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	△1,910,540
	その他利益剰余金	△1,910,540
	（うち当期純損失）	(1,910,540)
	合計	7,812,498

第 60 期 決 算 公 告

令和７年４月８日

大分県臼杵市大字野田343番地の１
東和工業株式会社
代表取締役　川野　公博

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,385,834
	固定資産	116,143,676
	合計	143,529,510
負債及び純資産の部	流動負債	104,857,799
	株主資本	38,671,711
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	18,671,711
	利益準備金	3,750,000
	その他利益剰余金	14,921,711
	（うち当期純利益）	(2,036,965)
	合計	143,529,510

第８期決算公告　令和７年４月８日

沖縄県宜野湾市我如古二丁目３番７号２Ｆ
ＬｉＬｚ株式会社
代表取締役　大西　敬吾

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	580,932,069
	固定資産	27,585,965
	合計	608,518,034
負債及び純資産の部	流動負債	244,969,783
	固定負債	140,145,000
	株主資本	223,403,251
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	524,044,378
	資本準備金	524,044,378
	利益剰余金	△400,641,127
	その他利益剰余金	△400,641,127
	（うち当期純損失）	(224,286,163)
	合計	608,518,034

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するサン・アーク・ラボ株式会社（住所宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号）に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月八日

宮城県柴田郡村田町大字村田字西ケ丘一二番地の一
三丸化学株式会社
代表取締役　照井　潤

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,010,166
	固定資産	1,242,751
	繰延資産	5,646
	資産合計	2,258,564
負債及び純資産の部	流動負債	40,424
	固定負債	305,219
	退職給与引当金	44,420
	役員退職引当金	85,175
	株主資本	1,912,921
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,154,095
	利益準備金	5,528
	その他利益剰余金	2,148,566
	（うち当期純利益）	(10,991)
	自己株式	△321,174
	負債・純資産合計	2,258,564

第 28 期決算公告　令和７年４月８日

東京都荒川区西日暮里二丁目57番５号
イーピーイ・インターナショナル株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,467
	固定資産	134,055
	資産合計	203,522
負債及び純資産の部	流動負債	578,110
	株主資本	△374,588
	資本金	90,000
	利益剰余金	△464,588
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	△465,938
	（うち当期純損失）	(23,743)
	負債・純資産合計	203,522

第 51 期決算公告　令和７年４月８日

東京都荒川区西日暮里二丁目57番５号
株式会社イーピーイ

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,162,298
	固定資産	3,798,951
	資産合計	6,961,249
負債及び純資産の部	流動負債	1,161,210
	固定負債	1,188,379
	退職給付引当金	51,275
	株主資本	4,611,660
	資本金	30,000
	資本剰余金	39,000
	資本準備金	39,000
	利益剰余金	4,542,660
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	4,535,160
	（うち当期純利益）	(216,657)
	負債・純資産合計	6,961,249

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月八日

東京都荒川区西日暮里二丁目五七番五号
（甲）株式会社イーピーイ
代表取締役　山代　計多

東京都荒川区西日暮里二丁目五七番五号
（乙）イーピーイ・インターナショナル株式会社
代表取締役　山代　計多

第２期決算公告

令和７年４月８日

名古屋市港区秋葉三丁目三番地

株式会社松栄通信

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,044
	合計	10,044
負債及び純資産の部	流動負債	4,834
	株主資本	5,209
	資本金	5,000
	利益剰余金	209,217
	その他利益剰余金	209,217
	（うち当期純利益）	(1,356)
	合計	10,044

第50期決算公告

令和７年４月８日

名古屋市港区秋葉三丁目三番地

株式会社エスディーエス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	941,087
	固定資産	1,049,948
	繰延資産	282
	合計	1,991,317
負債及び純資産の部	流動負債	809,766
	固定負債	869,345
	株主資本	312,205
	資本金	20,000
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	292,105
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	287,105
	（うち当期純損失）	(5,861)
	合計	1,991,317

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年四月八日

名古屋市港区秋葉三丁目三番地

（甲）株式会社エスディーエス

代表取締役　木村　昭彦

名古屋市港区秋葉三丁目三番地

（乙）株式会社松栄通信

代表取締役　時松　伸司

第７期決算公告

令和７年４月８日

仙台市青葉区大町一丁目１番８号

第３青葉ビル３Ｆ

株式会社リフレホールディングス

代表取締役　木村　崇史

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	24
	固定資産	296
	合計	320
負債及び純資産の部	流動負債	26
	固定負債	129
	株主資本	165
	資本金	1
	利益剰余金	164
	その他利益剰余金	164
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	320

第27期決算公告

令和７年４月８日

仙台市青葉区大町一丁目１番８号

第３青葉ビル３Ｆ

株式会社メディカルコスモ

代表取締役　木村　崇史

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	539
	固定資産	721
	合計	1,260
負債及び純資産の部	流動負債	320
	賞与引当金	12
	固定負債	270
	株主資本	670
	資本金	10
	利益剰余金	660
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	657
	（うち当期純利益）	(48)
	合計	1,260

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月八日

仙台市青葉区大町一丁目一番八号第三青葉ビル三Ｆ

（甲）株式会社メディカルコスモ

代表取締役　木村　崇史

仙台市青葉区大町一丁目一番八号第三青葉ビル三Ｆ

（乙）株式会社リフレホールディングス

代表取締役　木村　崇史

第６期決算公告

令和７年４月８日

大阪市中央区南本町三丁目３番25号

アーバンライフ御堂筋本町タワー605

株式会社ＳＡＲＥＭ

代表取締役　山口ひろ子

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,981
	固定資産	10,275
	合計	13,256
負債及び純資産の部	流動負債	88
	固定負債	9,060
	株主資本	4,108
	資本金	100
	利益剰余金	4,008
	その他利益剰余金	4,008
	（うち当期純利益）	(857)
	合計	13,256

第10期決算公告

令和７年４月８日

兵庫県洲本市五色町都志角川661番地

株式会社スマイルあわじ

代表取締役　長尾　隆之

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	221,793
	固定資産	383,078
	合計	604,872
負債及び純資産の部	流動負債	20,172
	固定負債	425,614
	株主資本	159,085
	資本金	5,000
	利益剰余金	154,085
	その他利益剰余金	154,085
	（うち当期純利益）	(1,170)
	合計	604,872

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月八日

兵庫県洲本市五色町都志角川六六一番地

（甲）株式会社スマイルあわじ

代表取締役　長尾　隆之

大阪市中央区南本町三丁目三番二五号

アーバンライフ御堂筋本町タワー六〇五

（乙）株式会社ＳＡＲＥＭ

代表取締役　山口ひろ子

第46期決算公告

令和７年４月８日

石川県輪島市門前町本市15の69番地

株式会社ハウジングもりや

代表取締役　森谷　幹夫

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	869
	固定資産	1,048
	合計	1,917
負債及び純資産の部	流動負債	3,605
	固定負債	—
	株主資本	△ 1,687
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 16,687
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 19,187
	（うち当期純損失）	(2,235)
	合計	1,917

第52期決算公告

令和７年４月８日

石川県輪島市門前町本市５の10番地

株式会社森谷建材

代表取締役　森谷　幹夫

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,168
	固定資産	67,919
	合計	81,087
負債及び純資産の部	流動負債	13,682
	固定負債	45,844
	株主資本	21,561
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,561
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	9,061
	（うち当期純利益）	(1,720)
	合計	81,087

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月八日

石川県輪島市門前町本市五の一〇番地

（甲）株式会社森谷建材

代表取締役　森谷　幹夫

石川県輪島市門前町本市一五の六九番地

（乙）株式会社ハウジングもりや

代表取締役　森谷　幹夫